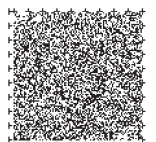




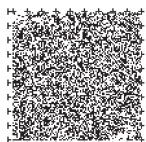
練馬区特別支援教育実施方針

令和 7 年（2025 年）3 月

練馬区教育委員会

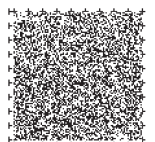


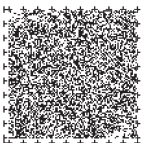
この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを付けています。
各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、内容を音声で聞く
ことができます。



目 次

第1章 はじめに	1
第2章 練馬区を取り巻く特別支援教育の動向	2
1 国の動向	2
2 東京都の動向	4
第3章 練馬区の現状と課題	6
1 これまでの取組	6
2 現状と課題	7
3 アンケートからの評価・課題	13
4 特別支援教育推進委員会における検討内容・意見	15
5 これまでの取組やアンケート結果などを踏まえた今後の課題	17
第4章 区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策	20
1 状況に応じた支援の方向性	20
2 区における特別支援教育の基本的な理念	20
3 取組の柱	22
(1) 児童生徒への指導の充実	22
(2) 教育環境の整備	23
(3) 相談体制・支援体制の強化	24
(4) 障害理解の促進	25
4 方針の実施体制	25
参考資料	26





第1章 はじめに

全国的に特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中で、練馬区においても障害の重複化・支援の多様化や、発達障害のある児童生徒の増加により、小中学校における一層の支援充実が求められるようになっていきます。

特別支援学級だけではなく通常の学級においても、支援を必要とする児童生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきます。

国の「第4期教育振興基本計画」では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」という基本的な方針が示され、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的実現の重要性が示されました。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの推進が重要としています。

東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」において、社会状況の変化等に対応するため「インクルーシブな教育の推進」「医療的ケア児への支援の充実」「デジタルを活用した教育の推進」の3点に重点が置かれ、区市町村と一体的に特別支援教育を推進し、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子どもが在籍する、との認識のもとで特別支援教育を充実する方向性となっています。

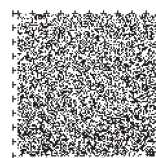
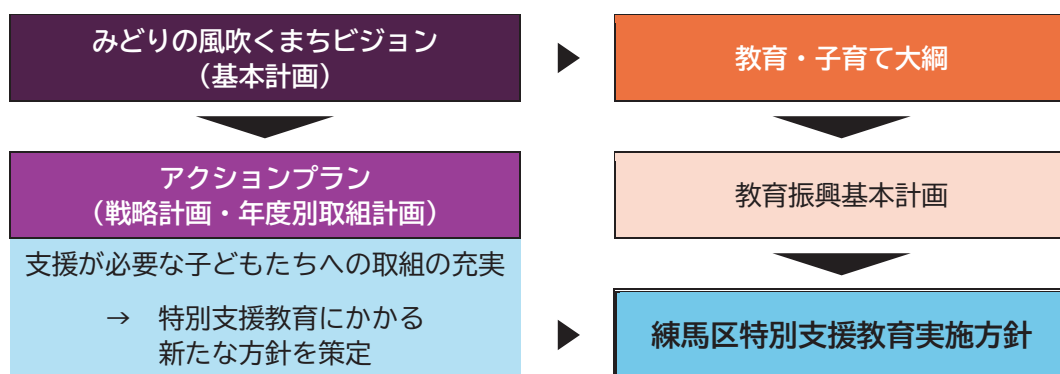
区においても、これまでの取組の成果や国・都の動向を踏まえ、特別支援教育の充実に向け、特別支援教室の全校設置や医療的ケア児への対応、教員の専門性の向上やICT活用の促進などの取組を進めてきました。しかし近年は、特別支援学級や支援教室の在籍数の増加、様々な障害により通常学級での支援が必要な児童生徒の増加など、多様なニーズに対応し一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要となっています。

そこで区では、特別支援教育に関わる区立小中学校の児童生徒や保護者、および教員へアンケート調査を実施し、それぞれの立場からのニーズや現行の特別支援教育についての意見等を確認するとともに、学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員とした「特別支援教育推進委員会」において、今後の特別支援教育推進にあたっての理念や基本的な考え方および具体的な取組について検討を行いました。

本冊子は、これらの検討結果を「練馬区特別支援教育実施方針」としてまとめたものです。

この実施方針に基づき、今後の区立小中学校における特別支援教育や支援を必要とする児童生徒への取組を充実させていきます。

練馬区特別支援教育実施方針の位置付け



第2章 練馬区を取り巻く特別支援教育の動向

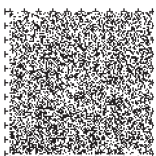
1 国の動向

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童生徒の支援をさらに充実していくこととしています。

障害のある子どもの学びの場については、障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な柔軟な学びの場の整備を行うこととしています。

特別支援教育をめぐる主な国の動き

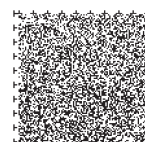
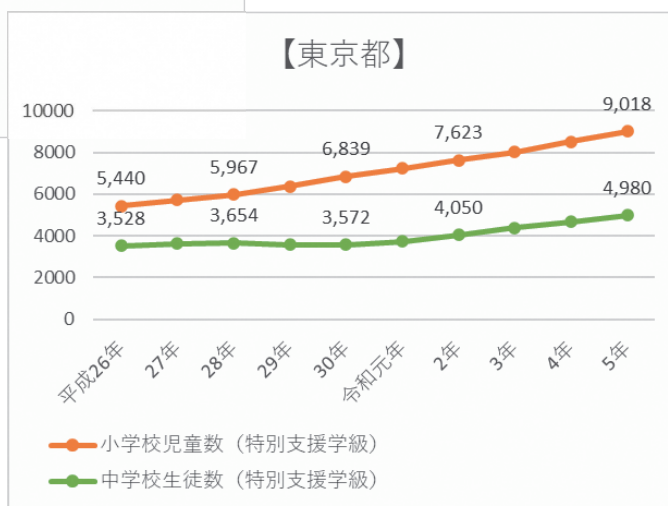
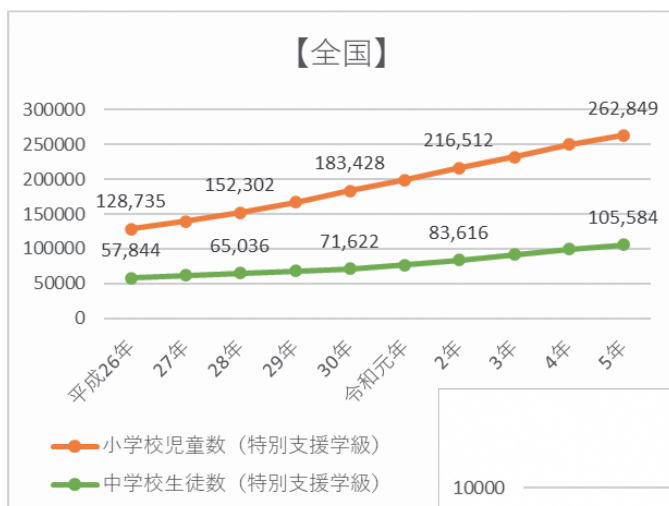
年月	内容
平成19年4月	特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正） ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能・小中学校における特別支援教育 等
平成23年8月	改正障害者基本法施行 ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進等
平成24年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告） ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上 等
平成25年9月	就学制度改正（平成25年8月学校教育法施行令改正） ・認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度 等
平成26年1月	障害者権利条約批准 ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供 等



年月	内容
平成28年 4 月	障害者差別解消法施行（平成25年 6 月制定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供 等 →障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定（平成27年11月）
平成28年 6 月	改正児童福祉法施行（公布日施行） ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進
平成28年 8 月	改正発達障害者支援法施行（平成28年 6 月改正） ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進 等
平成30年 8 月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化（学校教育法施行規則改正。公布日施行）
令和元年 9 月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置
令和 5 年 6 月	教育振興基本計画第 4 期（令和 5 年 6 月 6 日閣議決定） 自立と社会参加に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。

資料：「1. 特別支援教育をめぐる制度改革：文部科学省 | https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm」を参考に作成。

参考：公立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移 各年 5 月 1 日現在



2 東京都の動向

(1) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

東京都教育委員会は、平成 29 年 2 月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

令和 3 年 11 月には、社会状況の変化やこれまでの取組等を踏まえ、第二次実施計画の素案を取りまとめ、令和 4 年 3 月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」を策定しました。

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」における基本的な考え方

【東京都を取り巻く状況の変化】

国の動向

学習指導要領の改訂

- ・インクルーシブ教育システムの推進による学びの連続性の重視

G I G A スクール構想

- ・一人 1 台端末と通信ネットワークの一体的な整備

中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』

- ・連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

都の動向

「未来の東京」戦略

- ・共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現
- ・多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進

東京都教育施策大綱

- ・柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出

東京2020大会の開催とオリンピック・パラリンピック教育のレガシー

- ・開催による共生社会への機運の拡大と、レガシーとしての教育活動の推進

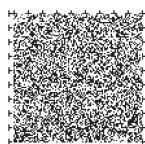
【第二次実施計画の策定の考え方】 ー以下、抜粋ー

- ①第一次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、更なる充実に向けた取組を一層推進
- ②特別支援学校の在籍者数の将来推計の結果を踏まえて、都立特別支援学校の規模と配置の適正化などの取組を着実に推進
- ③社会状況の変化等に対応するため、次の 3 点の施策に重点的に対応

インクルーシブな
教育の推進

医療的ケア児への
支援の充実

デジタルを活用した
教育の推進



【国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進】 ー以下、抜粋ー

①都教育委員会

②区市町村教育委員会

◆第二次実施計画の趣旨や施策の方向性を踏まえ、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子どもが在籍するとの認識の下、特別支援教育を充実

◆発達障害のある子どもへの指導内容・方法の充実や、医療的ケア児を支援する実施体制の整備などが必要

③都立特別支援学校

④小・中学校及び都立高校等

◆小・中学校及び都立高校等に発達障害を含む障害のある子どもが多数在籍する状況を踏まえ、指導・支援等を一層充実

◆通常の学級、特別支援学級や特別支援教室を含む通級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行う体制を整備

【新たな将来推計に基づく教育環境の整備】 令和3年度は実績値、令和6・9・13年度は推計値（単位：人）

学校・障害種別		令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和13年度
特別支援学校※1		13,045	14,529	15,460	15,832
	視覚障害	230	243	241	233
	聴覚障害	654	662	652	629
	肢体不自由	2,055	2,128	2,093	2,008
	知的障害	9,901	11,263	12,247	12,747
	病弱	205	233	227	215
小・中学校※2		45,183	57,306	62,519	62,225
	知的障害（特別支援学級）	11,247	12,443	12,684	12,056
	情緒障害等（特別支援教室）	29,048	39,103	43,471	43,831
	その他	4,888	5,760	6,364	6,338

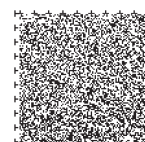
※1 区立特別支援学校を含む。 ※2 義務教育学校及び中等教育学校を含む。

小・中学校の特別支援学級等の推計値を見ると、令和3年度の在籍者・利用者数（実数）は45,183人となっているが、令和13年度には、約62,200人となる見込みである。

資料：東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

（2）東京都教育ビジョン（第5次）

東京都教育ビジョン（第5次）は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」（教育基本法第17条第2項）として策定されました。都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として、これから目指すべき方向性を共有しており、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を柱のひとつとして、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実と、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子どもたちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備をしていくこととしています。



第3章 練馬区の現状と課題

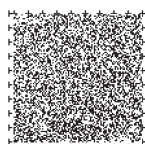
1 これまでの取組

平成18年6月、学校教育法等の関係法令が改正され、平成19年4月から特別支援教育が実施されることとなりました。東京都においては、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、計画に基づく取組が進められています。

このような国や都の動向を受け、練馬区でも平成16年7月に教育委員会事務局および心身障害学級設置校の代表からなる「練馬区心身障害教育あり方検討委員会」を設置して以降、特別支援教育への円滑な移行に向けた検討を行い、特別支援教育を推進しています。

特別支援教育に関する練馬区の主な取組

年月	内容
平成19年3月 【当時の知的障害学級設置校】 小学校10校 中学校6校	練馬区特別支援教育あり方検討委員会 ・練馬区における特別支援教育を推進するにあたっての基本的考え方の検討 →障害のある幼児・児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の推進 →乳幼児期から学校卒業後までの継続的な支援・相談体制づくりの推進 →練馬区の特別支援教育について、理解・啓発に向けた取組の推進
平成29年7月	練馬区立小・中学校における特別支援教育の取組 ・特別支援教育充実のため、平成29年度からの5年間の取組として、就学相談の改善、校内体制の充実、特別支援学級・教室の設置、環境整備の充実などを推進
令和3年3月	練馬区教育・子育て大綱（改定） ・教育分野の目標を「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」とし、障害理解の促進やICT機器の活用、関係機関の連携などにより、障害のある子どもたちへの支援を充実
令和4年3月	練馬区教育振興基本計画（改定） ・「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」として障害理解の促進、教員の専門性の向上、ICTを活用した学習支援、子ども同士の交流の促進、切れ目のない支援の実施などにより支援を充実



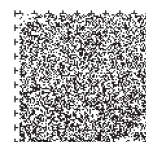
2 現状と課題

(1) 特別支援教育に関わる学級等の設置状況

障害のある子どもの学びの場については、障害者の権利に関する条約の理念の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるような条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の整備を行っています。

学びの場の種類とその概要

種類	概要
特別支援学級 (知的障害学級) 【設置状況】 小学校16校 中学校8校	知的発達の遅れの状態が軽度の児童生徒を教育するために設置された学級です。軽度の知的障害とは、日常生活に差し支えない程度に、身の回りのことがらを処理できるが、抽象的な思考などは難しい、家庭生活や学校生活におけるその年齢の段階で求められる食事や衣服の着脱、排せつや簡単な片づけ、身の回りの道具の活用などにはほとんど支障がない状態などを指します。 【指導内容】 健全な身体づくり、基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な言語・数量などの基礎的な知識・技能・態度を身につけることなどを重視しています。また、宿泊学習をとおして、身近な自然現象や社会事象に対する関心を高め、学校における学習を実際の生活場面に生かせるよう配慮しています。
通級指導学級 (難聴) 【設置状況】 小学校2校 中学校1校	聴覚障害の程度が比較的軽度の児童を教育するために設置している学級です。軽度とは、概ね両耳の聴力損失が100デシベル未満60デシベル以上で補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない程度です。または60デシベル未満の音は聞こえるが、補聴器を使用しても通常の話声を聞きとることが困難な場合も対象となります。 【指導内容】 難聴学級では、残存聴力の活用を図る指導、正しい発音・発語の仕方を系統的に育てる指導、言語の理解力や表現力を伸ばす言語指導、補聴器の適切な扱い方の指導を行っています。 一人ひとりの障害の状態を把握するために聴力測定、発音・発語の状態、言語の習得状況などについて、諸検査を実施し、専門的な判断に基づき、個別指導をしています。
通級指導学級 (言語障害) 【設置状況】 小学校5校	構音障害、吃音、ことばの遅れなどの言語障害のある児童を教育するため、小学校に設置しています。 【指導内容】 教師と児童との1対1の指導を中心に、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行っています。ことばの発達が遅れている場合は、できるだけ遊びや日常の生活体験と結びつけた言語の基礎的な指導を重視しています。構音障害の場合は、発音、発語指導が主な内容となっていますが、できるだけ楽しい雰囲気の中で話すことへの意欲を高め、正しい言語表現の定着を図っています。

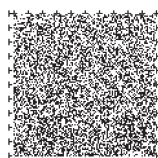


種類	概要
通級指導学級 (弱視) 【設置状況】 小中学校各 1 校	矯正視力がおおよそ0.1以上0.3未満の児童生徒のために設置している学級です。 【指導内容】 一人ひとりが自分の視力を十分活用し、効果的な学習が行えるよう照明や書見台などに工夫を加えて、見やすい条件を整えています。また上手な見方を育てるために、各種の拡大レンズや教材拡大映像装置などの活用を図っています。
特別支援教室 (知的障害のない発達障害など ※自閉症、学習障害、ADHDほか) 【設置状況】 小中学校全校 (校内通級) 【拠点校】 小学校17校 中学校 4 校	通常の学級での集団学習だけでは学校生活に適応が難しい児童生徒を対象としています。例えば、一つのことにこだわるとなかなか気持ちの切替えができない、悪気はないのに友だちとトラブルになりやすい（自閉症）、知的には遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった学習の一部にだけ不得意がある(学習障害)、注意力や集中力が散漫、座席からすぐ離れて自分の興味のあるところに行ってしまう(ADHD)、情緒的な不安による選択性かん黙がある、などの状況により学校生活に課題がある場合です。 【指導内容】 一人ひとりの状況に応じた指導を、個別指導の形で行います。また、集団適応や社会性を身につけるためにグループによる指導もしています。具体的には、失敗経験による苦手意識の克服、生活・学習全般にわたる意欲を育てながら自信を回復できるような学習内容を組んでいます。対人関係や社会性を広げるための学習や、集中力や手先の器用さ等を育てるための作業学習も取り入れています。また、部分的な学習の不得意に対応できるよう、その特性に合った学習方法を習得するための指導も行っています。
通常の学級	通常学級にも障害支援を必要とする児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っています。 なお、全国の小学校、中学校の通常学級における、特別な支援を必要とする児童生徒の割合は8.8%（R4年調査）となっています。 また、就学相談において知的障害学級を提案した児童も在籍しています。（R5年度39人、R4年度26人、R3年度18人 ※就学当時の人数）

特別支援学校 (国立・都立・私立)	障害のある幼児・児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。 【対象障害種】 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。） ※練馬区内には知的障害、肢体不自由の特別支援学校が所在しています。
------------------------------	--

各学校に校内委員会（※1）を設置し、指導効果の検証などを行い、教育内容の充実に努めています。

特別支援学級だけでなく通常学級においても、在籍する支援を要する児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を推進することを目的とした施策を実施しています。



【支援のための施策】

- ・ 特別支援教育コーディネーター（※２）の全校配置
- ・ 校内委員会の充実に向けた指導・助言
- ・ 特別支援教室の全校設置
- ・ 児童生徒の状況に応じて、学校生活支援員の配置
- ・ 学校生活支援シート（※３）および個別指導計画（※４）の活用

（※１）校内委員会：

校長、副校長、担任教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、巡回指導教員(特別支援教室教員)などで構成し、障害のある児童生徒に対して、全校的な支援体制を整えるために設置している組織です。

（※２）特別支援教育コーディネーター：

管理職から指名される職員で校内における特別支援教育推進の中核的な役割を果たし、校内の関係者および関係機関・専門家等との連携の円滑化を図る役割を担っています。年に２回の連絡会を実施しており、全ての区立幼稚園・小中学校のコーディネーターが参加しています。校内委員会の運用方法や活用方法の講習、児童生徒への指導内容などの情報共有を行っています。

（※３）学校生活支援シート：

学校生活を充実したものにするため、家族を含めた関係する様々な立場の人が、どのように支えていくかを話し合い、記録していくものです。

（※４）個別指導計画：

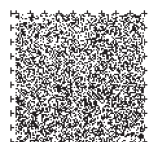
障害のある児童生徒一人ひとりに作成する各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に明記する計画。作成することで教員間の共通理解に基づいた指導や支援の客観的な評価と改善につなげています。

（２）児童生徒の状況

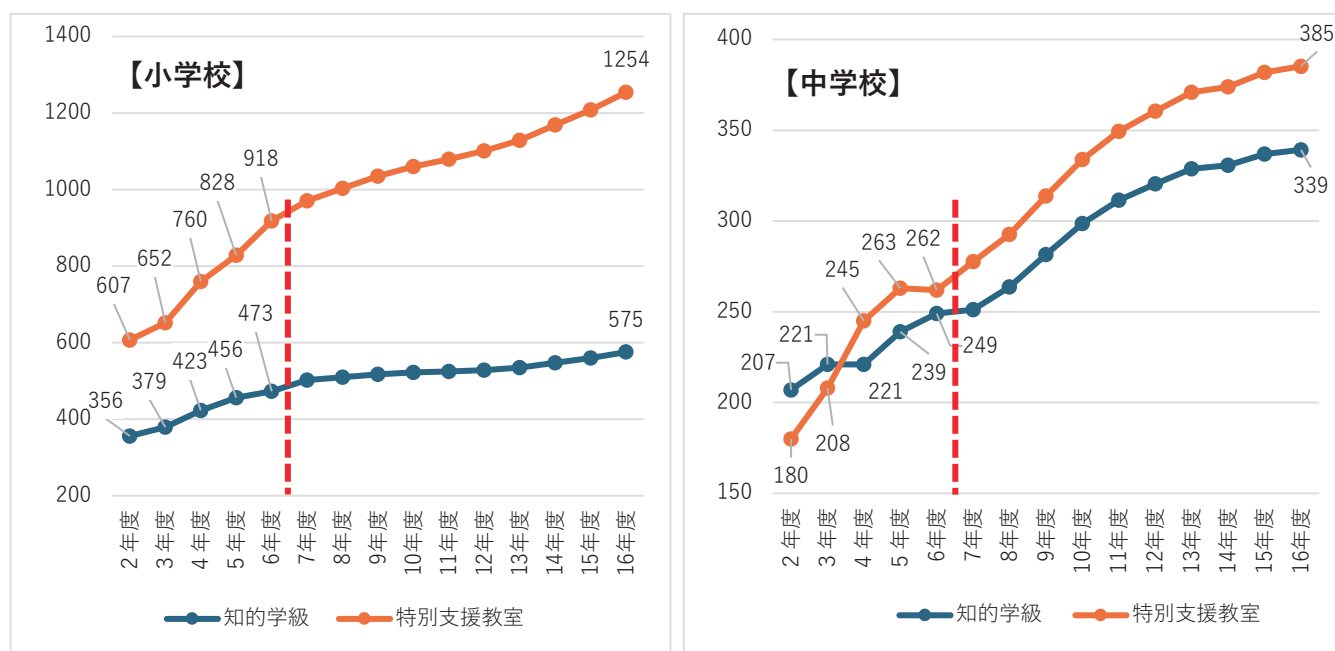
令和６年度、区立小中学校に在籍し特別な支援を受けている児童生徒数の合計は５月１日現在 2,235 人で、うち小学生は 1,713 人（知的障害学級 473 人、特別支援教室 918 人、通級指導学級 318 人）、中学生は 522 人（知的障害学級 249 人、特別支援教室 262 人、通級指導学級 11 人）です。

今後、特別支援学級の設置について、児童生徒の教育的ニーズを見据えつつ、適切に進めていくことが求められています。特に知的障害学級については、近年の在籍数が急増していることから、増設について検討する必要があります。

特別支援教室では、小学２年生の申請が最も多く、低学年のニーズが高くなっています。入学後に学校生活での課題が判明し入級に至っており、早期の発見と適切な支援の開始が重要となっています。また、支援教室への入級後、週１回の指導では改善が困難な場合の支援についても検討が求められています。



児童生徒数の推移（実績値：令和2～6年度、推計値：令和7～16年度） 各年5月1日現在



※ 3次ビジョン推計値（6～11歳人口：各年1月1日現在）の増加率を参考に児童数推計値を算出。知的学級及び支援教室在籍数については、過去の増加率から将来仮定値を算出した。

（3）教員の状況

区では、障害のある児童生徒に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別な教育課程等による適切な指導および支援を実施しています。

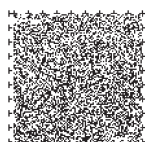
教員の配置は東京都の基準として、区立小中学校の知的障害学級は児童生徒8人につき1人です。また、通級指導学級の場合は20人につき1人、特別支援教室は12人につき1人となっています。

令和6年度現在、区立小・中学校の教員配置については、小学校の知的障害学級に82人、通級指導学級に27人、特別支援教室には77人、中学校では知的障害学級に47人、通級指導学級に2人、特別支援教室に23人、合計で261人の配置がされています。

また、特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修等を以下のとおり実施し、特別支援教育にかかわる基礎的内容の理解および特別支援教育に関する資質能力の育成を図っています。

【特別支援に関する教員研修の内容】

- ・ 特別支援教育コーディネーター研修
- ・ 特別支援学級や特別支援教室等の障害種別に応じた専門性向上研修
- ・ 特別支援学級・教室 専門家指導
- ・ 1年次(初任者)・新規採用者等研修



(4) 就学相談の状況

障害のある子どもたちの就学先については障害の状態、教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から教育委員会が決定する仕組みとなっています。就学相談は増加が続いており、10年で約2倍になっています。

平成25年度 就学相談結果

※難聴、言語、弱視含む全体数

	相談実数	結果内訳					
		通常の学級	都立特別支援学校			特別支援学級 (特別支援教室を含む)	その他
			知的障害	肢体不自由	視覚・聴覚障害等		
小学校	201	37	19	6	2	96	41
中学校	132	4	12	0	0	108	8



令和5年度 就学相談結果

※難聴、言語、弱視含む全体数

	相談実数	結果内訳					
		通常の学級	都立特別支援学校			特別支援学級 (特別支援教室を含む)	その他
			知的障害	肢体不自由	視覚・聴覚障害等		
小学校	440	12	47	12	6	290	73
中学校	238	0	10	2	0	204	22

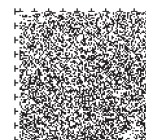
(5) 特別支援学校等との連携状況

特別支援学校の小中学部に在籍している児童生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を行う「副籍制度」を実施しています。

令和5年度副籍制度の登録人数

(単位：人)

種別	特別支援学校名	小学校	中学校	合 計
知的障害	都立石神井特別支援学校	20	4	24
知的障害	都立高島特別支援学校	38	6	44
肢体不自由	都立大泉特別支援学校	21	7	28
肢体不自由	都立志村学園 肢体不自由教育部門	14	3	17
肢体不自由	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	4	3	7
聴覚障害	都立大塚ろう学校	10	0	10
聴覚障害	都立中央ろう学校	0	1	1
聴覚障害	都立立川学園	1	0	1
視覚障害	都立久我山青光学園	4	2	6
視覚障害	筑波大学附属視覚特別支援学校	3	0	3
合 計		115	26	141



令和5年度副籍制度による交流内容別実施人数

(単位：人)

交 流 内 容	小学校	中学校	合 計
直接的な交流	61	13	74
間接的な交流	39	7	46
合 計	100	20	120

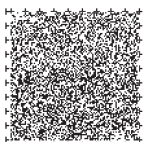
(6) 医療的ケア児への支援

「練馬区保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、医療生活支援員の配置、または訪問看護ステーションから看護師を派遣することにより、医療的ケア児への支援を行っています。方針において、喀痰吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インスリン投与の4行為を対象とし、令和6年度現在、小学校8人、中学校1人に医療的支援を実施しています。

(7) 今後充実していく必要がある点

支援を必要とする児童生徒の増加や、ニーズの多様化に対し、一人ひとりの状況に応じた対応が必要となっています。

- ① 知的障害学級の在籍人数の増加に対する対応
- ② 特別支援教室への通級では課題の改善が困難な児童生徒への対応
- ③ 通常学級に入学してから障害特性等が顕著となる児童生徒への対応
- ④ 通常学級に在籍する障害児への対応

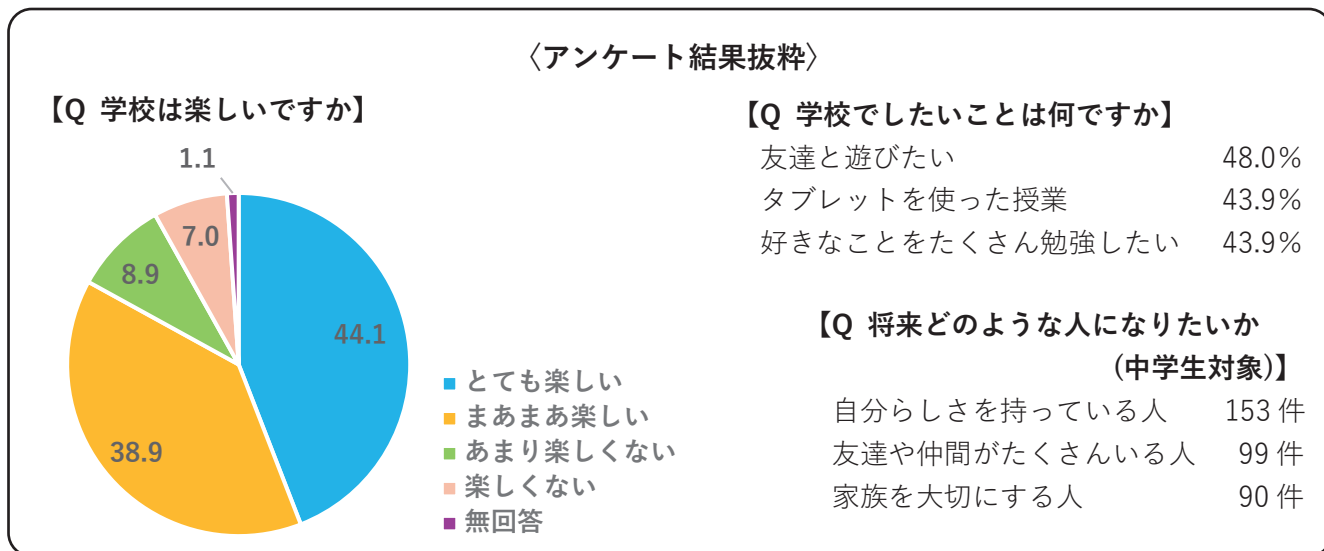


3 アンケートからの評価・課題

本方針策定にあたり、令和 6 年 7 月に練馬区の特別支援学級・教室に関わる児童生徒、その保護者、教員に対しアンケートを実施し、そこから見える課題を以下にまとめました。

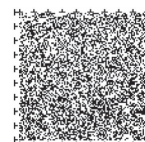
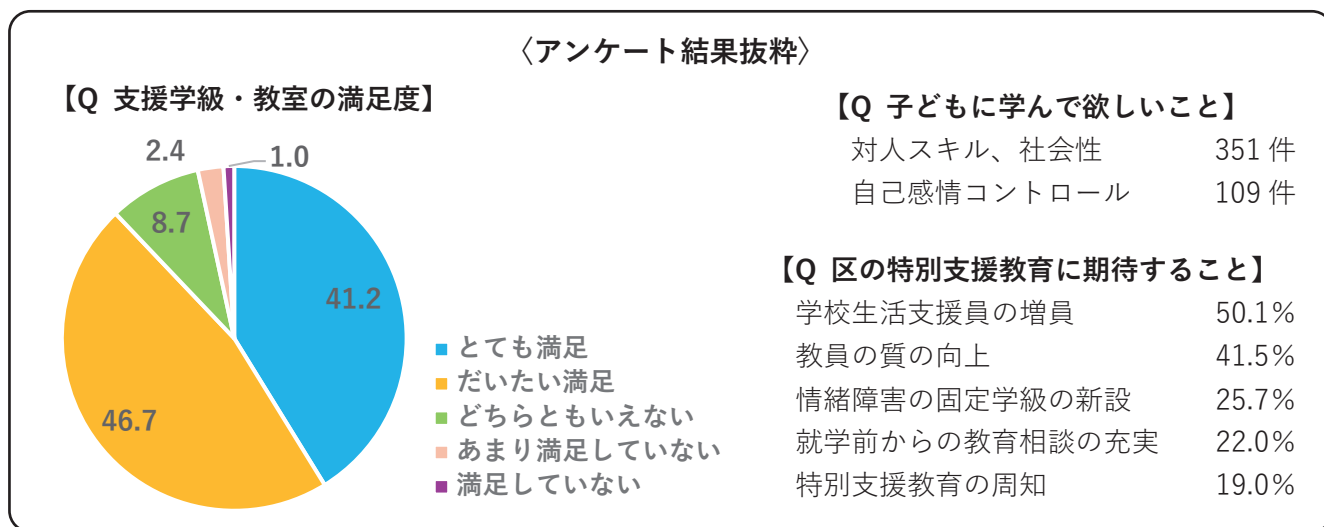
※アンケート結果については巻末の参考資料に掲載

(1) 児童生徒アンケート



- ① 在籍学級の満足度は高い。
- ② タブレットの活用や好きな事を学ぶなど多様な学びを求めている。
- ③ 「自分らしさ」「友達や仲間」など個々の特性を認め、他人と良好な関係をつくることを望んでいる。

(2) 保護者アンケート



- ① 在籍学級の満足度は高い。
- ② 子どもの発達が気になった際に相談ができる場の充実が求められている。
- ③ 子どもに身に付けてほしいスキルを指導できる教員の育成が求められている。
- ④ 自閉症・情緒障害の固定学級の新設を求める声が多い。
- ⑤ 通常学級においても、教員や保護者、児童生徒の障害理解が必要。

(3) 教員アンケート

〈アンケート結果抜粋〉

【Q 今後必要な取組】

就学相談の充実	64.8%
就学前からの教育相談	60.1%
知的固定学級の増設	48.1%
校内委員会の充実	45.5%
研修の充実や障害理解の促進	44.6%

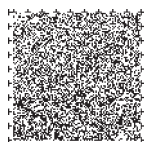
【Q 実現できていないと感じること】

組織的な学級運営・指導	24 件
一人一人の個性、社会性の育成	18 件
通常学級との交流等	13 件
若手教員の育成	11 件

【Q 指導において苦慮していること】

指導に関する教室や場の不足	32 件
広範で多様な障害に対する学級運営	32 件
担当教員の不足	30 件
教員の指導力不足	23 件

- ① 教員のスキルの向上、育成、確保を求める声が多い。
- ② 知的障害学級の在籍人数増に伴う教室不足や学級の増設を求める声が多い。
- ③ 就学相談の充実による状況に応じた就学先の決定を求める声が多い。
- ④ 教員だけでなく、児童生徒等に対する障害理解の促進が必要。



4 特別支援教育推進委員会における検討内容・意見

※ 開催概要等は巻末の参考資料に掲載

■ICTの有効活用

- ・一人1台タブレットがあるのでもっと有効活用してほしい。
- ・学校現場では、教員によって格差ができないよう、全体の底上げに取り組んでいるが、他の自治体ではもっと活用している現場があるので参考にし、教員の研修などもあると良い。
- ・特性に合ったソフトを入れることで、有効活用できるのではないか。
- ・障害に合わせた個別対応が必要な時こそICTが有効と考える。
- ・無料ソフト、無料アプリもあるので活用してほしい。

■新たな学級の設置

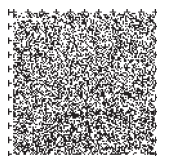
- ・年々在籍者数が増えていること、学校により人数差が出ていることについて、これからの練馬区はどうするか、方針の重要な部分になる。
- ・児童生徒の自宅近くの小中学校に特別支援学級があることが望ましいが、少ない地域もあるので検討が必要ではないか。
- ・学校統廃合などでの空き施設の活用ができるとよいのではないか。
- ・学級の設置とあわせて、子どもがストレスや過剰な刺激を感じたときに一時的に逃げ込める場所としてクールダウンスペースがあるとよい。
- ・自閉症・情緒障害の固定学級の設置に関しては、発達障害・知的障害・情緒障害との割り切りが難しいこと、自閉症等の児童生徒だけでは、かえってストレスとなりうまくいかなくなる懸念もあることなども勘案し検討する必要があるのではないか。

■教員の資質向上

- ・知的障害学級の通学先を保護者が検討する際は、地理的な通学可能範囲も見ているが、教員の指導の様子もよく見ている。どこの学級を見ても行かせたいと思える指導であることが必要ではないか。
- ・通常学級（通級の児童生徒への対応含め）の教員も含め、全ての教員の資質向上が必要である。

■教員への支援

- ・様々な障害への対応には、教員への支援が重要となる。
- ・指導力の向上は、教員任せではなく、研修・学習会などの充実が必要となる。
- ・教員へのサポート体制の充実には、福祉分野との連携や民間の発達支援事業等との連携を検討することが必要ではないか。
- ・家庭の問題を含めた各分野を横断する重層的支援会議の活用を周知する必要がある。

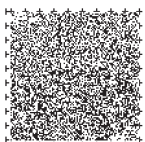


■相談・支援体制の強化

- ・医療的ケア児のスムーズな就学や就学後の発達の度合いにあった対応が課題。就学前の幼稚園などとの連携も相談体制の強化として大事にしてほしい。
- ・支援学校から支援学級・通常学級、またはその逆の就学相談は、小学校就学だけではなく、途中転学や中学校就学での相談もしばしばあり、継続的支援が重要。
- ・就学相談に関する書類が多すぎるので一括一元化してほしい。保護者も同じ説明を各所でしなければいけないので、共有できるシステムがあるとよい。

■その他

- ・保育所等訪問支援事業においては、保育園や幼稚園、小学校の教員に直接的な支援や情報共有をしているが、学校での支援のニーズはもっと高いように感じる。今後認知が進めば活用する保護者も増加すると予想している。学校でも制度の認知を深める必要がある。
- ・福祉サービスとの連携、地域との連携に関し、この方針で触れたほうが良いのではないかな。



5 これまでの取組やアンケート結果などを踏まえた今後の課題

練馬区における現状やこれまでの取組、在籍児童生徒およびその保護者と教員を対象とした特別支援教育に関するアンケート調査結果、練馬区特別支援教育推進委員会での意見等を踏まえ、今後の練馬区における特別支援教育推進にあたっての課題を整理しました。今後の課題は、「児童生徒への指導に関すること」「教育環境に関すること」「相談・支援に関すること」「障害理解促進に関すること」の4分類で整理を行い、それぞれの課題についての具体的な取組の検討を行いました。

■児童生徒への指導に関する課題

区立小中学校において、障害等により支援の必要な児童生徒の増加が続いています。障害の幅が広がり障害種が多様化する中で、一人ひとりの状況に合わせた指導をするとともに、他者との関わりを通じ、社会性を身に付けることが求められています。在籍学級の満足度は高いですが、教員の指導力の向上やICTの活用など更なる教育・指導内容の充実が必要となっています。

○教職員の専門性

- 特別支援学級教員：障害理解を基にした指導や支援について、指導力の向上が必要となっています。
- 通常学級の教員：多様な児童生徒に応じた対応が求められることから、障害特性等の理解を深めることが必要となっています。

○ICTの効果的な活用

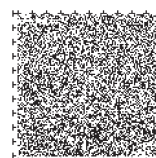
- 全ての児童生徒がタブレットを使用する中で様々なアプリが登場し、授業での活用が望まれています。将来的にスキルを身に付けることの重要性からも更なる活用が必要です。

○個別指導計画の組織的な活用

- 作成した個別指導計画を活用するためには、効果の検証や実態に応じた修正を行うことが重要となります。校内委員会において、複数の教職員で協議するほか、心理士などの専門的な知見を取り入れる方法などを検討し、実効性を高める必要があります。

■教育環境に関する課題

知的障害学級・特別支援教室の在籍者が増え、これ以上学級数を増やすことができない学校や支援教室の指導場所が固定していない学校があります。知的障害学級の増設、バリアフリーの推進等ハード面の整備が必要となっています。また、保護者・教員から自閉症・情緒障害の固定学級の設置が求められています。



○知的障害学級の不足

→知的障害学級の在籍者数の増加、在籍者数の地域的偏在により、教室数が不足する可能性があります。

知的障害学級設置校の増設	在籍児童・生徒数の地域差（令和6年度）
小学校 10校 ⇒ 16校（平成22～27年度） 中学校 6校 ⇒ 8校（平成20年度）	練馬第三小学校 54人 ⇄ 旭丘小学校 16人 大泉中学校 50人 ⇄ 中村中学校 15人

○特別支援教室での支援の多様化

→情緒障害等を対象とする特別支援教室は、平成31年度4月までに全小中学校に設置済みですが、通級のための指導では課題の改善が困難な児童生徒もあり、自閉症・情緒障害の固定学級の新設を希望する声があります。

○特別支援教育にかかる環境整備

→改築・改修によるバリアフリー化を進めていますが、児童生徒の状態に対応できる場所の確保など新たなニーズに対応する必要があります。

■相談・支援に関する課題

就学前からの相談により子どもの障害等を把握し支援につなげる体制や、増加する就学相談においては、様々な選択肢の情報提供・就学先の早期決定が求められています。また、就学後にも個々の状況に応じた支援が必要となっています。

○就学相談増加への対応

→就学相談については、開始時期の前倒しや書類審査の導入など、件数増加への対策をしているところですが、就学先の決定が2～3月にずれ込むこともあります。就学相談の迅速化や、より早い時期からの教育相談が必要となっています。

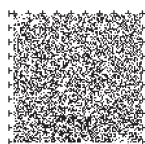
※就学相談件数 令和5年度実績：678件受付（10年前の約2倍増）

○早期教育相談のニーズへの対応

→保健相談所などの就学以前の定期健診では明確な特性が見えず、適切な支援につながらない場合があるとの声があります。就学にあたっての保護者の心配事を受けとめる体制が必要となっています。

○学校生活支援員の確保とスキルの向上

→支援の必要な児童生徒の増加に伴い、学校生活支援員も増員する必要があります。
→支援の多様化に対応できるよう学校生活支援員のスキルの向上が必要です。



○複雑化する課題への対応

- 入学後の障害児への対応について、情報共有の不足などにより、十分な支援に結びついていない可能性もあります。
- 障害の程度や重複の有無など、複合的な課題に対する福祉との更なる連携が必要です。
- 学校現場における支援方針や、福祉分野との連携にかかる調整役が必要となっています。

○学校から区内諸機関への相談連携

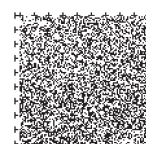
- 児童生徒の障害特性に起因する悩みをもつ保護者に対して、保護者が相談先を見つけられなかったり、教員が話を聞くだけにとどまってしまうことがあります。学校から適切な相談先を紹介し、保護者を支援することが必要となっています。

■障害理解に関する課題

通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒も増加しています。通常学級でも安心して生活するためには、教職員のみならず、児童生徒、保護者の理解が不可欠となっています。

○障害のある児童生徒を学校全体で支える意識

- 障害のある児童生徒を学校全体で支えていくためには、教職員のみならず、児童生徒、保護者の理解が必要です。
- 特別支援教育の意義や支援のあり方など、障害について学ぶ機会が不足しています。



第4章 区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策

1 状況に応じた支援の方向性

特別支援が必要となる状況は様々です。ここで改めて状況に応じた支援実施の考え方を整理しました。

○入学前から障害に適した個別の支援を
望む児童生徒への対応

引き続き支援を充実します

○入学後に障害特性等が顕著となる
児童生徒への対応

早期に発見し、実態に応じた支援につなげる
相談体制を強化します

○障害を認知したうえで通常学級への
就学を望む児童生徒への対応

施設や人員は限られているが、その中で体制
を整え、保護者と連携しながら学校生活を送
れるよう支援します

2 区における特別支援教育の基本的な理念

区立小中学校に在籍する障害児の多様なニーズに対応し、状況に応じた支援の考え方を踏まえ、どのような場合においても以下の基本的な理念に基づき支援を実施していきます。

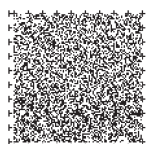
理念に基づき、4つの分野に分類した課題に対する支援方策を4つの柱とし、支援学級の教室不足の解消や、教育相談の充実、障害理解の促進など、様々な課題に対応するための方策を検討しました。

理念に基づいた特別支援教育の実現に向けて、教育委員会のみならず、健康・福祉などの関係所管との連携を強化し一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実施していきます。

【基本的な理念】

■障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指した連続性のある学びの場

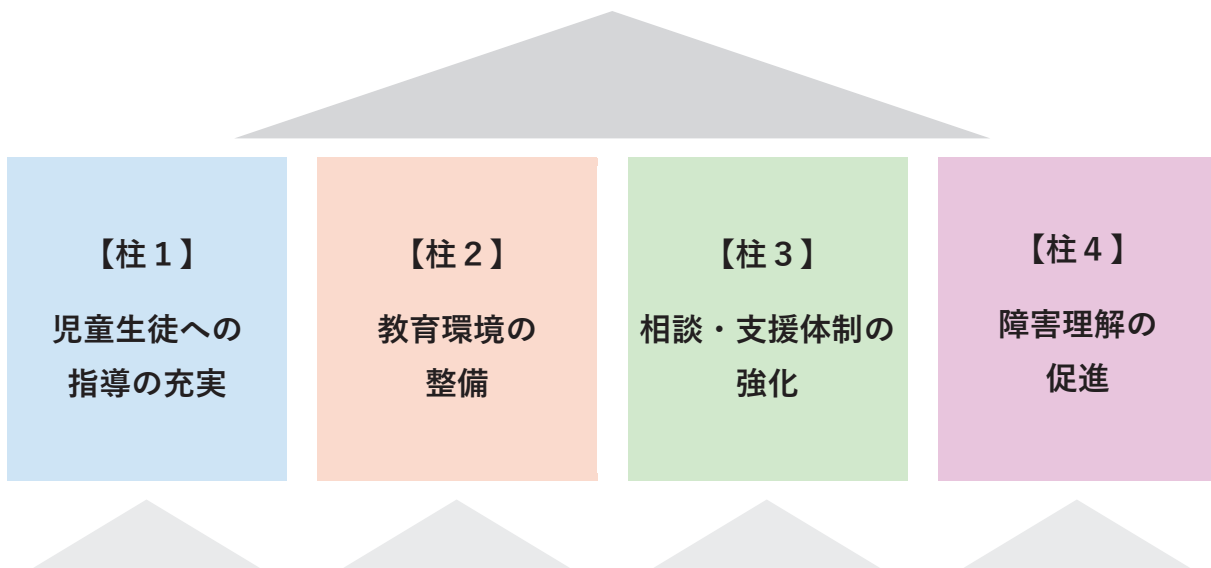
■個々の特性に応じた多様な学びの場



4つの柱と推進体制

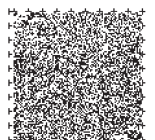
【基本的な理念】

- 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指した連続性のある学びの場
- 個々の特性に応じた多様な学びの場



【推進体制】

学識経験者や医師、学校関係者、保護者等で構成する特別支援教育推進委員会において、方針に掲げる施策の進捗等について確認し、今後必要な取組についても議論



3 取組の柱

(1) 児童生徒への指導の充実

校内支援体制を強化し、一人ひとりの状況に応じた学習活動の充実を図ります。

1) 教員の専門性向上のための取組の充実

通常学級を含む全教員を対象に、個々の障害特性や支援方法など、障害理解促進のための悉皆研修や、ユニバーサルデザインを考慮した支援に関する研修を実施します。特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室教員に対しては、専門家等による継続的な研修を実施し、障害別に応じた指導力向上を図ります。

特別支援学級・特別支援教室では、専門家を学校に招聘し、学校が講習や指導の助言を受けることができる専門家指導を実施しています。障害種や教育的ニーズに応じた専門性の高い指導につなげていきます。

2) ICT を活用した授業の実施

デジタル教科書やタブレットを使用した授業の実施を推進するとともに、特別支援教育に関する教育ソフトや障害特性を補助するアプリの活用に関し、導入などの支援を実施します。また、ICT 環境の更なる充実について検討します。

3) 交流活動等の推進

特別支援学級設置校内での通常学級在籍児童生徒との交流、特別支援学級間の交流、特別支援学校との副籍交流におけるオンラインの活用など、交流活動の充実に取り組みます。また、副籍交流の更なる充実に向けて、実施方法を検討します。

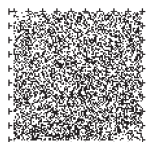
4) 個別指導計画の活用

特別支援学級や通級指導を受けている児童生徒および通常学級で支援を要する児童生徒に対して作成している個別指導計画の充実を図ります。個別指導計画は、支援開始時に作成されますが、児童生徒の障害の状況や変容に応じた修正や、進級時に指導の効果検証をすることにより見直す必要があるものです。個別指導計画に特化した教員研修を通じて、児童生徒理解を基にした個別指導計画の作成および活用が図られるよう取り組みます。

5) 校内委員会等を活用した機能強化

区立小中学校で指名している特別支援教育コーディネーターについて、複数名の配置を推進し、各学校における特別支援教育の推進の強化を図ります。

校内委員会の参加者について、特別支援教室の巡回指導教員や東京都から派遣されている心理士等の参加など、その専門性の向上を図ります。また、区主催の特別支援教育コーディネーター連絡会において、校内委員会の活用事例を共有するなど機能を強化します。



(2) 教育環境の整備

多様化する支援に適切に対応できるよう、環境を整えていきます

1) 知的障害学級の増設【新規】

地域の支援学級在籍者数やニーズ、小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定し、小学校は令和9年度に1校、中学校は令和10年度に1校の増設を目指します。

2) 自閉症・情緒障害学級設置に向けた検討【新規】

自閉症・情緒障害の固定学級設置に向けた検討を開始します。

小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定し、改築中の仮設校舎での開設を含めて検討します。開設に向けて、入級の対象者や入級までの手順等の具体的な検討を開始します。

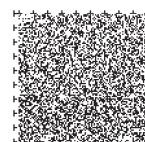
3) 特別支援教室の拠点校のあり方の見直し

現在、小学校の特別支援教室拠点校は、1拠点3～4校を担当し、中学校では、8校程度を担当しています。1拠点校が巡回する学校数や範囲については特別支援教室設置当初のままとされているため、拠点校のあり方について検証し、効果的な運営ができるよう見直します。

4) 障害特性に合わせた環境整備と特別支援教育の場の確保

改築・改修に合わせた、バリアフリー化や個々の状況に対応できる場所の確保に努めます。またデジタル補聴援助システムなどの、多様な障害特性に合わせた機器の導入を推進します。

改築計画を進めるなかでは、常に特別支援学級のニーズを確認しながら新たな学級の設置を検討します。



(3) 相談体制・支援体制の強化

適切な支援につなげるため、就学前・就学後における相談体制・支援体制の充実を図ります

1) 区立幼稚園を活用した就学前からの教育相談の実施【新規】

保護者ニーズの高い、障害の早期発見、早期支援を目的として、区立幼稚園の空き教室を活用し、集団生活や就学に向けた心配などに関する教育相談を実施し、関係部署と情報共有します。

2) 就学相談の迅速化・電子化

増加する就学相談に対応する策を検討します。

- 〈例〉・相談員増（特別支援教育相談員、就学心理相談員の増員を検討）
- ・相談会場の確保（就学相談や面談を機動的に実施できる場所を検討）
- ・オンライン相談の検討（保護者のみの相談など）

3) 学校生活支援員の人員確保と連携体制の強化

学校生活支援員の人員を確保するため、短時間勤務の採用や募集回数を増やすなどの対策を継続的に実施します。障害特性に関する研修や実践的な研修などにより障害理解の促進を図ります。支援員と担任教諭との連携体制の強化を図り、個々の状況に応じた支援ができる体制を整えていきます。

4) 特別支援学校との連携

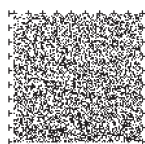
都立特別支援学校のセンター的機能の活用をします。中学校への進路研修の実施や、小学校への巡回指導を推進します。特別支援学校のノウハウを取り入れて特別支援学級の教育内容の充実につなげます。

5) 医療的ケア児への支援の充実

令和5年度に策定した医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケア児への支援を実施します。

6) 支援に関連した所管課の連携強化【新規】

特別支援学級の在籍人数の増加や、通常学級を含めた支援の複雑化に対応していくためには、健康・福祉分野と支援方法について意見交換するなど、密に連携をとりながら検討する必要があります。子どもたちが抱える様々な課題に総合的かつ一元的に対応するため、教育分野と健康・福祉分野との連携について調整役を担う部署の新設を検討します。



(4) 障害理解の促進

同じ学びの場で成長していくため障害理解促進に向けた取組の強化を図ります

1) 教員の理解促進

通常学級を含む全教員を対象にした障害理解促進のための悉皆研修を実施します。また通常学級の教員に対して、特別支援学校や特別支援学級の現場見学などを促進します。

2) 児童生徒の障害理解促進

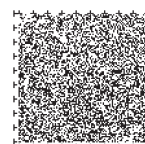
児童生徒が特別支援教育についての理解を深められるよう、障害理解や共生社会に対する学習活動を実施します。

3) 保護者に対する情報発信

保護者が特別支援学級や特別支援教室についての理解を深められるよう、指導内容をホームページで紹介するなど、特別支援教育に関する情報発信を充実します。また、多様な障害や特性について保護者の理解を促進するため、障害特性に関するパンフレットの配信など、啓発に向けた取組を実施します。

4 方針の実施体制

方針に掲げる施策の進捗状況は、外部有識者や保護者等で構成する特別支援教育推進委員会での検証を行い、今後必要な取組について議論していきます。

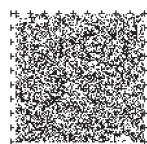


【参考資料】

1 特別支援学級設置校・児童生徒数一覧、配置図等

(R6.4月現在)

学 校 名	学 級 名	障 害 種 別	在籍数
旭丘小学校 旭丘 2-21-1	あさひ学級	知的障害学級	16
	えご花ルーム	特別支援教室拠点校	—
	きこえの教室	難聴学級	6
豊玉第二小学校 豊玉上 2-16-1	コスモス学級	知的障害学級	37
開進第二小学校 桜台 5-10-5	あおぎり学級	知的障害学級	22
北町小学校 北町 1-14-11	すまいる学級	知的障害学級	30
練馬第三小学校 貫井 1-36-15	かしわ学級	知的障害学級	54
	ポプラルーム	特別支援教室拠点校	—
練馬東小学校 春日町 1-30-11	すずしろ学級	知的障害学級	27
光が丘春の風小学校 光が丘 7-2-1	のぞみ学級	知的障害学級	25
	ひかりルーム	特別支援教室拠点校	—
光が丘第八小学校 光が丘 1-4-1	わかば学級	知的障害学級	41
石神井西小学校 関町北 1-1-5	わくわく学級	知的障害学級	19
上石神井北小学校 石神井台 5-1-32	みつば学級	知的障害学級	35
	くりのみ学級	自閉症・情緒障害学級	3
谷原小学校 谷原 2-9-26	くすのき学級	知的障害学級	34
	やわらぎルーム	特別支援教室拠点校	—
大泉小学校 東大泉 4-25-1	5組	知的障害学級	14
	いずみルーム	特別支援教室拠点校	—
	ことばの教室	言語障害学級	52
大泉第三小学校 大泉学園町 3-22-1	いちょう学級	知的障害学級	35
	いずみルーム	特別支援教室拠点校	—
大泉東小学校 東大泉 1-22-1	さくら学級	知的障害学級	29
大泉学園小学校 大泉学園町 4-7-1	ひまわり学級	知的障害学級	23
	あおぞらルーム	特別支援教室拠点校	—
南田中小学校 南田中 5-15-37	みなみん学級	知的障害学級	32
豊玉南小学校 豊玉南 2-14-1	みなみルーム	特別支援教室拠点校	—
開進第一小学校 早宮 2-1-31	あおば教室	特別支援教室拠点校	—
南町小学校 練馬 2-7-5	つつじルーム	特別支援教室拠点校	—
	ことばの教室	言語障害学級	67
田柄小学校 田柄 2-19-19	けやきルーム	特別支援教室拠点校	—
光が丘四季の香小学校 高松 5-24-1	こぶしルーム	特別支援教室拠点校	—
石神井小学校 石神井台 1-1-25	さわやかルーム	特別支援教室拠点校	—
	きこえとことばの教室	難聴学級	24
		言語障害学級	55
石神井東小学校 南田中 3-9-1	ふたばルーム	特別支援教室拠点校	—
関町小学校 関町北 3-23-34	かたくりルーム	特別支援教室拠点校	—
関町北小学校 関町北 5-13-40	ことばの教室	言語障害学級	35
大泉第六小学校 南大泉 5-25-29	いずみルーム	特別支援教室拠点校	—
八坂小学校 土支田 4-48-1	わかたけルーム	特別支援教室拠点校	—
北町西小学校 北町 7-3-8	ことばの教室	言語障害学級	50
中村西小学校 中村北 4-17-1	目の教室	弱視学級	10

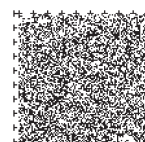


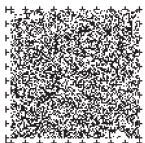
学 校 名	学 級 名	障 害 種 別	在籍数
旭丘中学校 旭丘 2-40-1	D組	知的障害学級	17
中村中学校 中村南 1-32-21	F組	知的障害学級	15
練馬中学校 高松 1-24-1	6組	知的障害学級	32
光が丘第三中学校 光が丘 3-2-1	F組	知的障害学級	43
石神井中学校 石神井台 1-32-1	I組	知的障害学級	48
南が丘中学校 南田中 4-8-23	E組	知的障害学級	17
谷原中学校 谷原 4-10-5	F組	知的障害学級	27
大泉中学校 東大泉 4-27-35	10組	知的障害学級	50
豊玉第二中学校 豊玉北 2-24-5	若草ルーム	特別支援教室拠点校	—
練馬東中学校 春日町 2-14-22	よつば	特別支援教室拠点校	—
上石神井中学校 上石神井 4-15-27	MY STEP UP ROOM	特別支援教室拠点校	—
八坂中学校 土支田 4-47-21	MY STEP UP ROOM	特別支援教室拠点校	—
開進第二中学校 練馬 2-27-28	難聴学級	難聴学級	11
開進第三中学校 桜台 3-28-1	弱視学級	弱視学級	0

特別支援教室拠点別巡回校・児童生徒数一覧

拠 点 校	ルーム名	在籍数	巡 回 校
旭丘小学校	えご花	26	小竹小学校 豊玉第二小学校 豊玉東小学校
豊玉南小学校	みなみ	75	豊玉小学校 中村小学校 中村西小学校
開進第一小学校	あおば教室	33	早宮小学校 仲町小学校 練馬東小学校
南町小学校	つつじ	57	開進第二小学校 開進第三小学校 開進第四小学校
練馬第三小学校	ポプラ	51	練馬第二小学校 向山小学校 春日小学校
田柄小学校	けやき	60	北町小学校 北町西小学校 田柄第二小学校
光が丘四季の香小学校	こぶし	49	旭町小学校 光が丘秋の陽小学校 光が丘第八小学校
光が丘春の風小学校	ひかり	43	練馬小学校 高松小学校 光が丘夏の雲小学校
石神井小学校	さわやか	72	石神井台小学校 上石神井北小学校 関町北小学校
石神井東小学校	ふたば	48	下石神井小学校 南田中小学校 南が丘小学校
谷原小学校	やわらぎ	66	光和小学校 北原小学校 富士見台小学校
関町小学校	かたくり	85	石神井西小学校 上石神井小学校 立野小学校
大泉小学校	いずみ	71	大泉東小学校 大泉南小学校
大泉第三小学校	いずみ	70	大泉西小学校 大泉学園緑小学校 大泉学園桜小学校
大泉第六小学校	いずみ	36	大泉第二小学校 大泉第四小学校
大泉学園小学校	あおぞら	32	大泉第一小学校 大泉北小学校
八坂小学校	わかたけ	46	豊溪小学校 泉新小学校 橋戸小学校

拠 点 校	在籍数	巡 回 校
豊玉第二中学校	68	旭丘中 豊玉中 中村中 開進第一中 開進第二中 開進第三中 開進第四中
練馬東中学校	72	北町中 練馬中 田柄中 豊溪中 貫井中 光が丘第一中 光が丘第二中 光が丘第三中
上石神井中学校	58	石神井中 石神井東中 石神井西中 石神井南中 南が丘中 大泉第二中 関中
八坂中学校	67	谷原中 三原台中 大泉中 大泉西中 大泉北中 大泉学園中 大泉桜学園





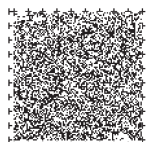
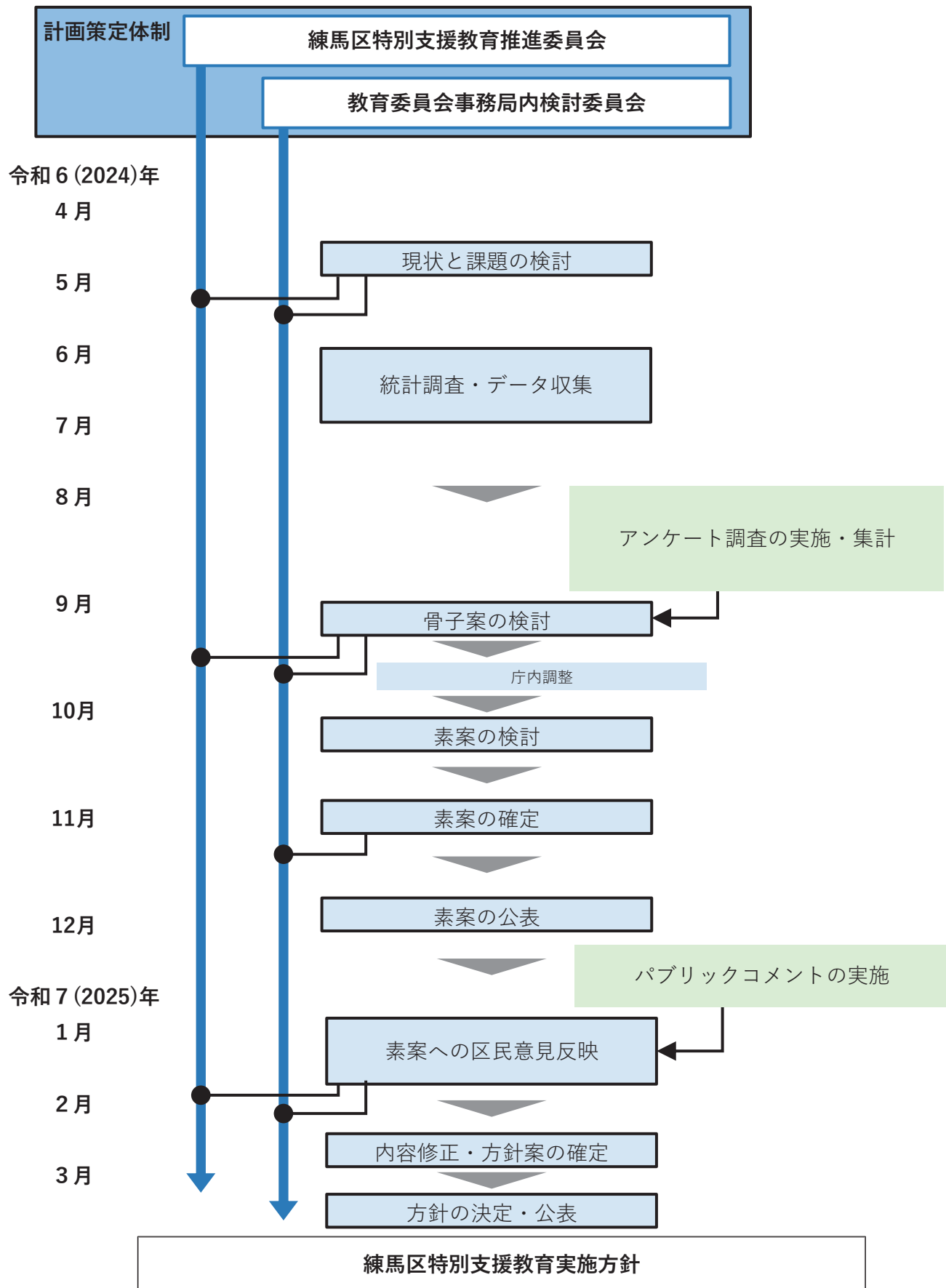
特別支援学級設置学校配置図

凡例

- 【小学校】 ● 知的 ▲ 言語 ◆ 弱視
- 【中学校】 ○ 知的 □ 難聴 ◇ 弱視



2 方針策定の経緯



3 練馬区特別支援教育推進委員会

「練馬区特別支援教育推進委員会」では、学識経験者・医師・障害者支援団体・保護者等を委員として、練馬区における特別支援教育推進を図るため、取組事項の検証や課題解決に向けた検討を行っています。

(1) 開催概要

1) 令和6年度 第1回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】 令和6年5月22日（水）午前10時00分から

【開催場所】 練馬区役所本庁舎 19階 1901会議室

【参加者】 委員11名 / 事務局5名

【会議次第】 1 委員紹介

2 報告 医療的ケア児支援方針の策定、令和5年度就学相談結果

3 議事（1）就学相談における書類審査の実施について
（2）特別支援教育にかかる新たな支援方針の策定について

4 その他

2) 令和6年度 第2回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】 令和6年9月27日（金）午前10時00分から

【開催場所】 練馬区役所本庁舎 19階 1902会議室

【参加者】 委員12名 / 事務局5名

【会議次第】 1 特別支援教育にかかる新たな支援方針策定の支援事業者紹介

2 議事（1）新方針策定にかかるアンケート結果概要報告
（2）新方針の骨子案について

3 その他

3) 令和6年度 第3回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】 令和7年1月30日（木）午前10時00分から

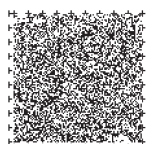
【開催場所】 練馬区役所本庁舎 19階 1902会議室

【参加者】 委員12名 / 事務局5名

【会議次第】 1 議事（1）練馬区特別支援教育実施方針（素案）のパブリックコメントに対する区の考え方について

（2）素案から案への変更点について

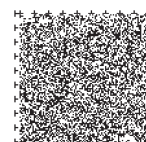
2 その他



(2) 委員名簿

令和6年度 練馬区特別支援教育推進委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	類 型
1	今井 伸	十文字学園女子大学副学長	学識経験者
2	能登 信孝	医療法人社団のと小児科クリニック 院長	医師
3	山岸 由香里	練馬区重症心身障害児（者）を守る会 会長	障害者支援団体
4	林田 道子	N P O 法人 I am OK の会 理事長	障害者支援団体
5	井上 愛	都立学校在籍児童生徒保護者	保護者
6	中島 由美子	都立石神井特別支援学校長	都内特別支援学校長
7	花田 妙子	都立大泉特別支援学校長	都内特別支援学校長
8	小松田 早苗	練馬区立北町西小学校長	区立小学校長
9	蓮池 和彦	練馬区立光が丘第三中学校長	区立中学校長
10	檀原 雅恵	練馬区立光が丘さくら幼稚園長	区立幼稚園長
11	田中 愛由美	練馬区立光が丘第三保育園長	区立保育園長
12	三好 美緒	練馬区立土支田児童館長	区立学童クラブ所長



(3) 設置要綱

練馬区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成19年 6月15日

19練教学字第436号

(設置)

第1条 練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うため、練馬区特別支援教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 推進委員会は、つぎの事項について検討する。

- (1) 特別支援教育の取組事項に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会の構成委員は、つぎのとおりとし、練馬区教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 障害者支援団体
- (4) 保護者
- (5) 学校長、幼稚園長および保育園長
- (6) 学童クラブ所長

(委員長および副委員長)

第4条 推進委員会は、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が任命する。
- 4 推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

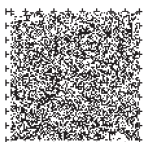
(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(専門部会)

第6条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題の検討を行うため、必要に応じて、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 専門部会長は、専門部会に属する者の中から互選により選任する。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 専門部会長は、専門部会の経過または結果を委員会に報告する。



(謝礼)

第7条 公立学校長・園長および行政関係者を除く推進委員会委員については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育振興部学務課および教育指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

2 第5条の規定に係わらず平成19年度に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

付 則

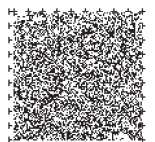
この要綱は、平成20年6月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則(平成24年9月28日24練教教学第1140号)

この要綱は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則(平成29年3月17日28練教教学第1753号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



3 アンケート結果

- 比率は小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100%とならないことがあります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数としたため、比率計が100%を超えることがある。
- グラフの(n = ○○)という表記は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

(1) 児童・生徒アンケート

■調査対象者と実施概要

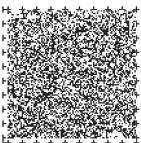
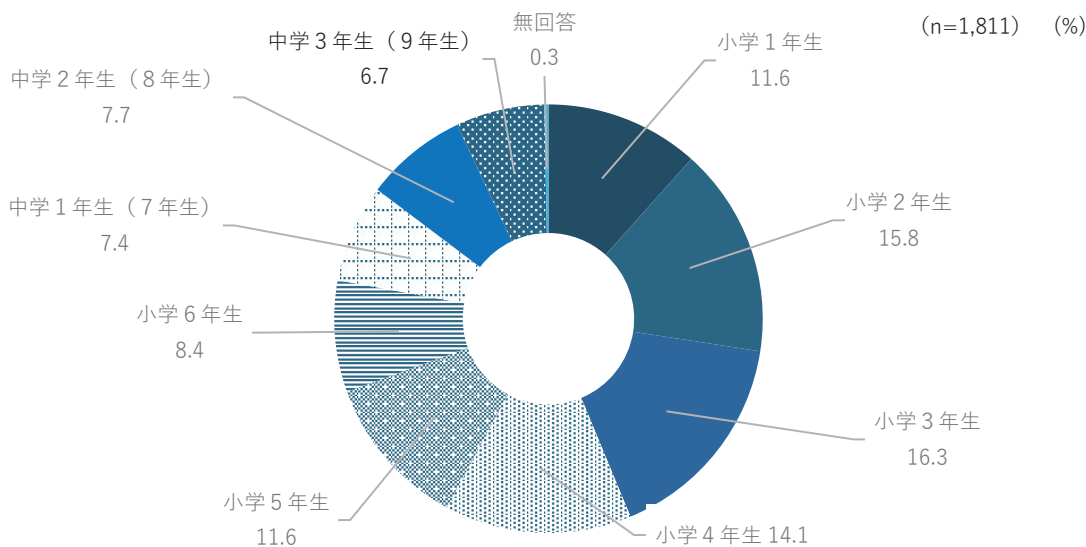
調査期間	令和6(2024)年7月1日(月)～令和6(2024)年7月31日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる児童・生徒 2,217人
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校へ郵送、各学級でのアンケート票の配布。 各学級に回収BOXを配布し、郵送により回収。

■回収結果

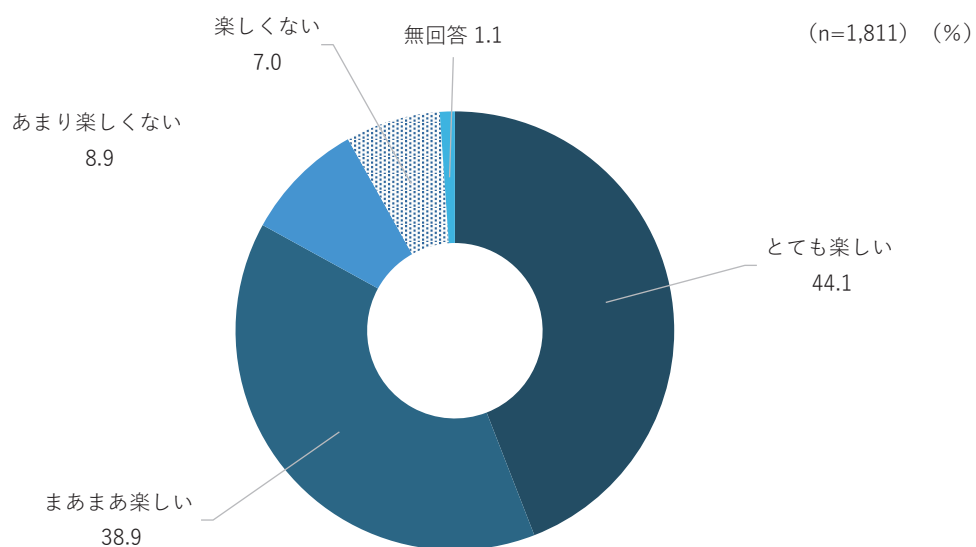
回収数	配布数	回収率
1,811件	2,217件	81.7%

■回答結果

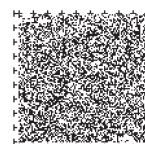
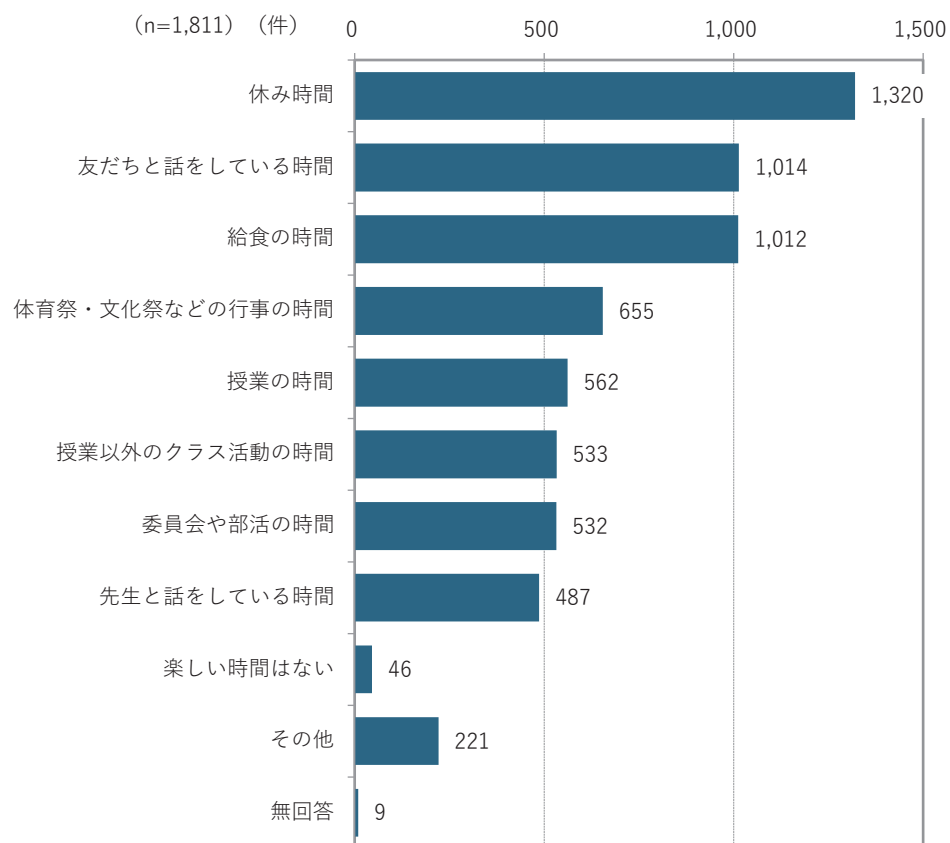
問1 あなたは何年生ですか。(あてはまる番号1つに○)



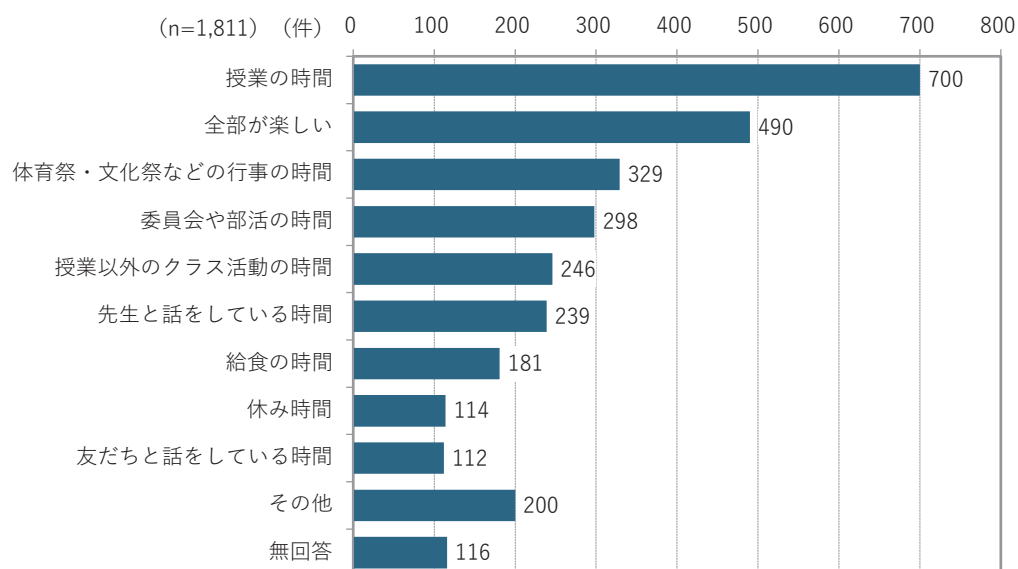
問2 学校は楽しいですか。(あてはまる番号1つに○)



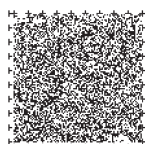
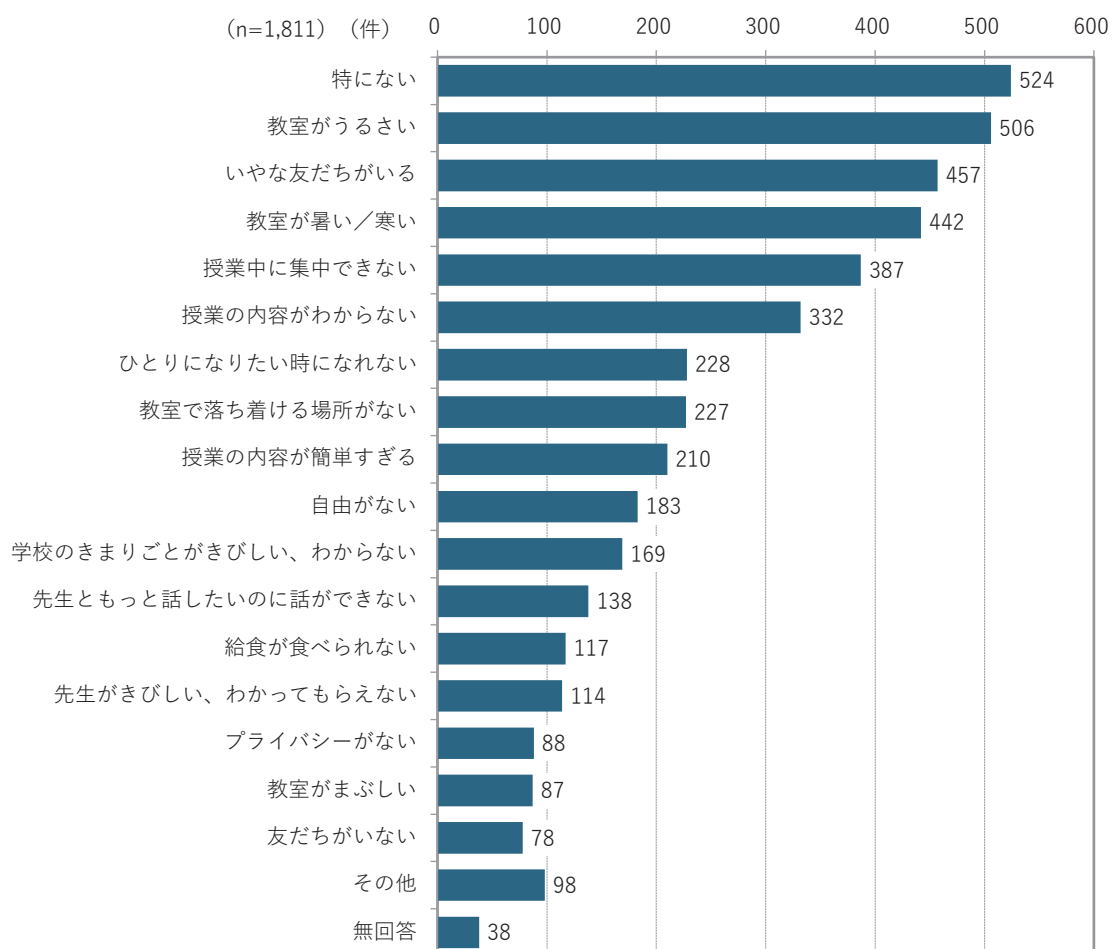
問3 学校で、どんなことをしている時間が楽しいですか。(あてはまる番号にいくつでも○)



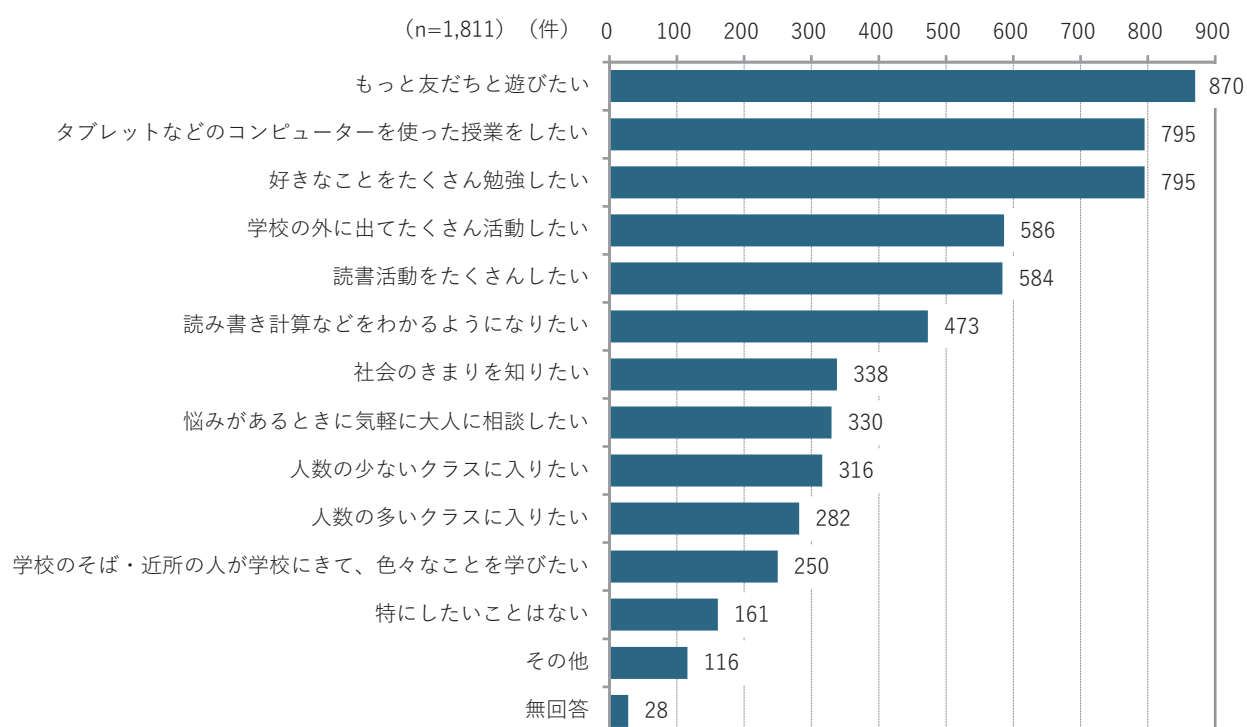
問4 学校でどんなことをしている時間が楽しくないですか。(あてはまる番号にいくつでも○)



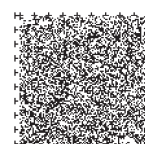
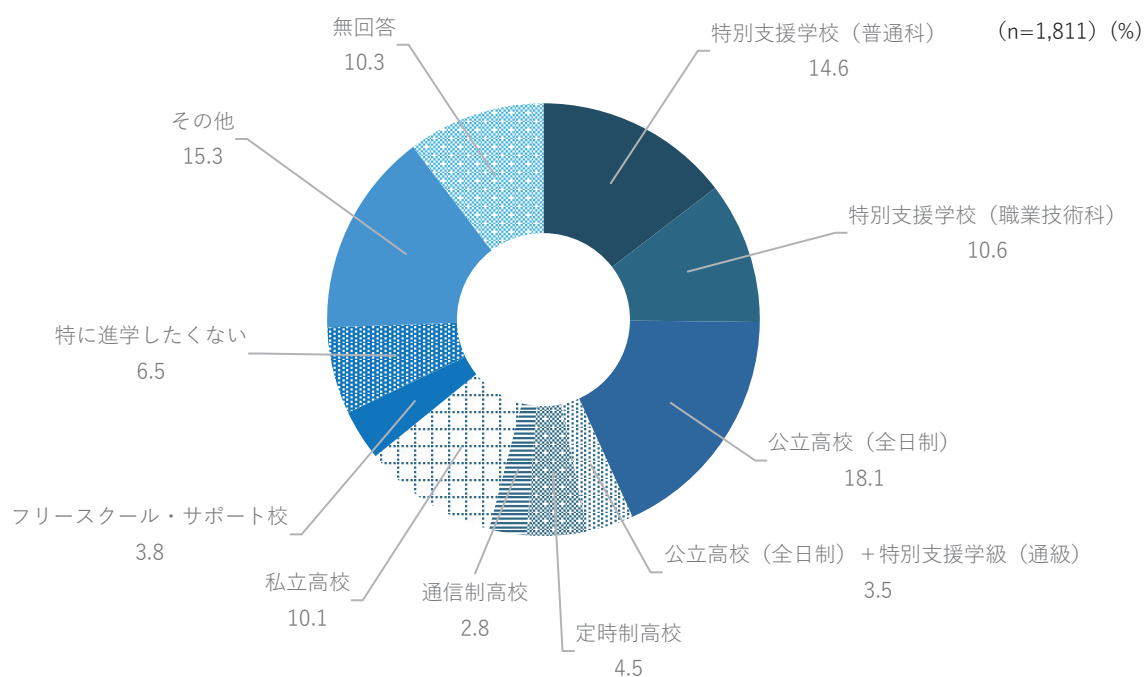
問5 学校で、困っていることは何ですか。(あてはまる番号にいくつでも○)



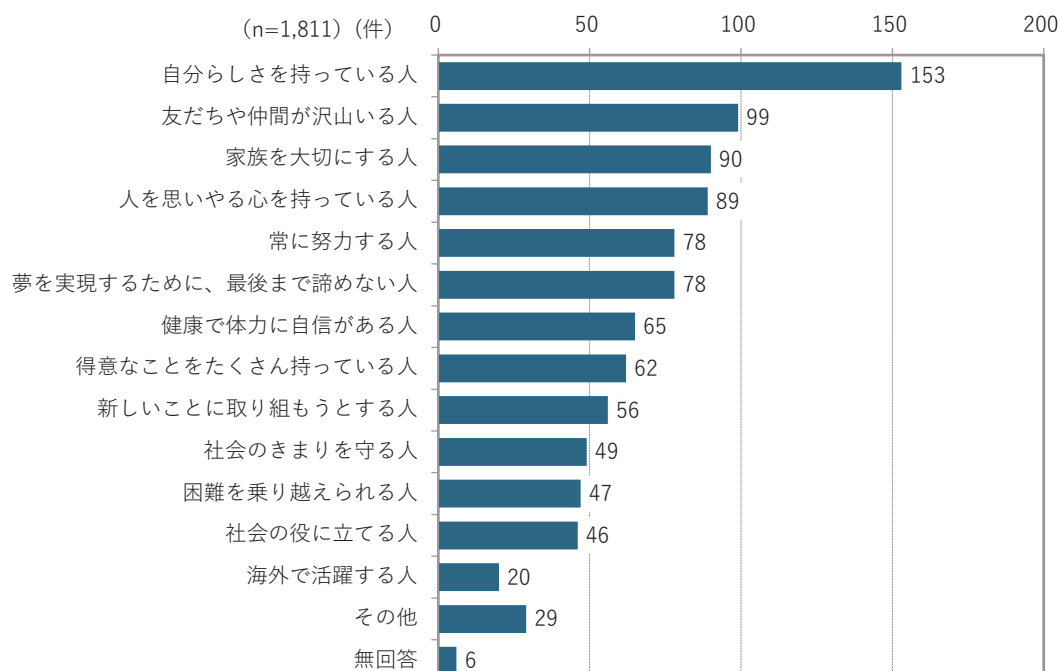
問6 学校で特にしたいことは何ですか(あてはまる番号にいくつでも○)



問7 中学校を卒業したら、どのような学校へ進学したいですか(あてはまる番号) 1つに○



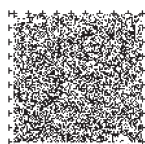
問8 将来、どのような人になりたいですか(あてはまる番号3つまでに○)



問9 大人に言いたいこと(自由記述)

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数 (件)
家族や教員とちゃんとコミュニケーションをとりたい(怒鳴らないでほしいなど)	51
もっと遊びたい(友達と。お気に入りのものや、ゲームを学校に持ち込みたい。)	50
学校・授業(生活単元学習や総合的な学習の時間、図画工作)がつまらない	30
学校・授業(生活単元学習や総合的な学習の時間、図画工作)がたのしい	29
読書や勉強をもっとやりたい	24
教室環境について(うるさいクラスにならないでほしい、教室があつい)	18
移動教室の授業をもっと増やしてほしい	17
タブレットを使用した授業をもっと増やしてほしい	16
一人になれるところがほしい	10
教員ともっと話がしたい	10
学外での学習(社会見学など)をしたい	7
進路の不安について(どんな選択肢が適当なのかなど)	4
通常級との交流や通級のための勉強をしたい	3
その他	180



(2) 保護者アンケート

■調査対象者と実施概要

調査期間	令和 6 (2024)年 7 月 1 日(月)～令和 6 (2024)年 7 月 31 日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる保護者 2,217 人※
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校へ郵送、児童生徒を通じ依頼文の配布。 インターネットによる回収。

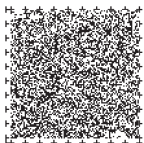
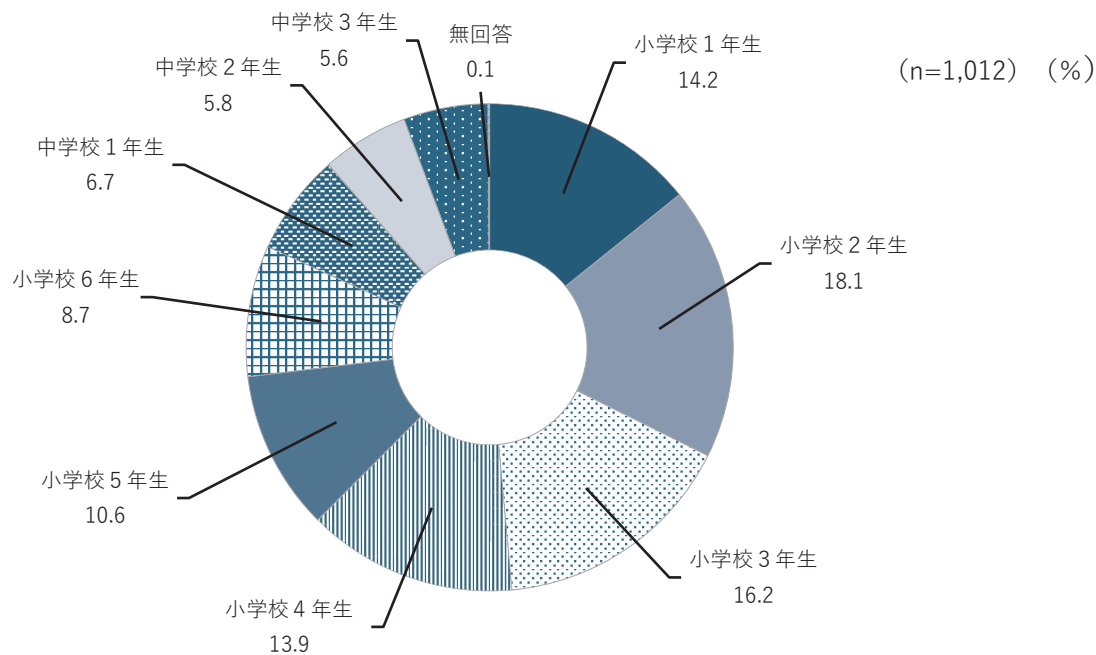
■回収結果

回収数	配布数 (参考)	回収率 (参考)
1,012 件	2,217 件※	45.6%

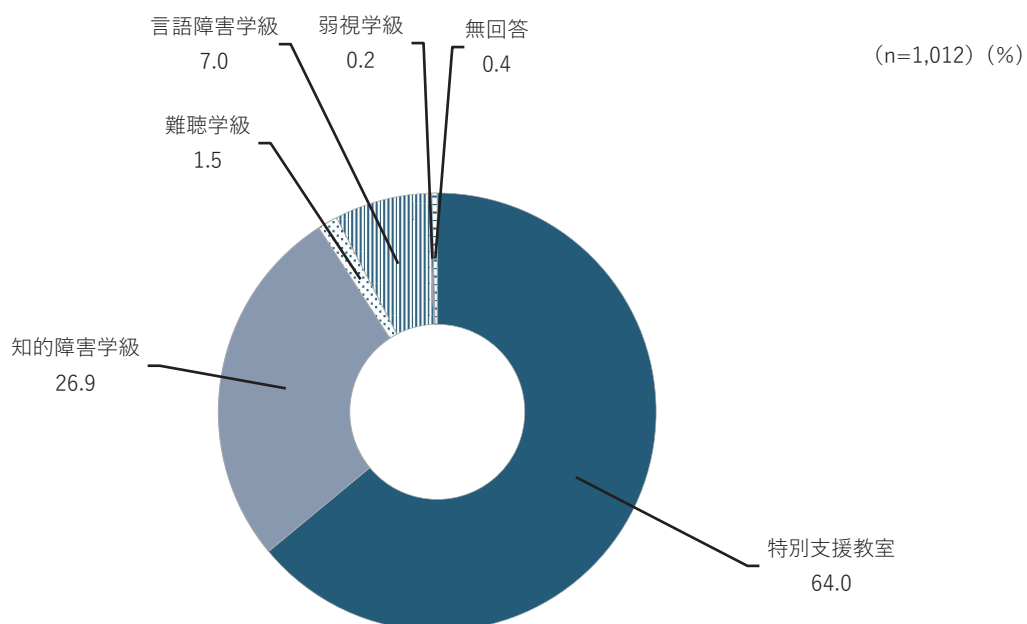
※調査対象となる児童生徒数 2,217 人を概算の配布数としています。

■回答結果

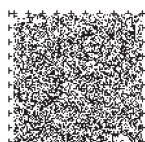
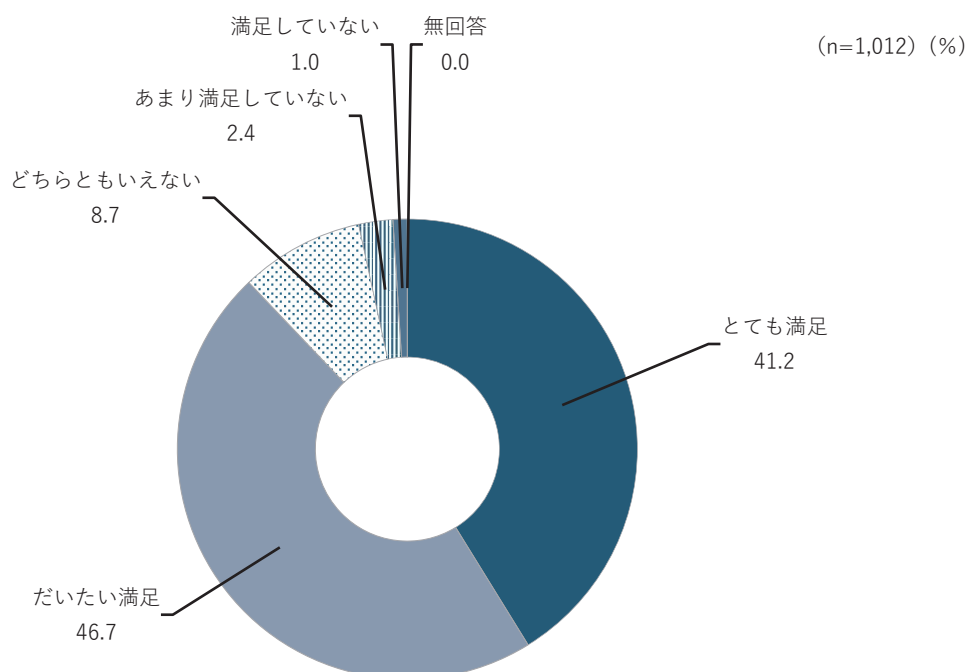
問1 現在、在籍する学年についてお答えください。(一つに☑)



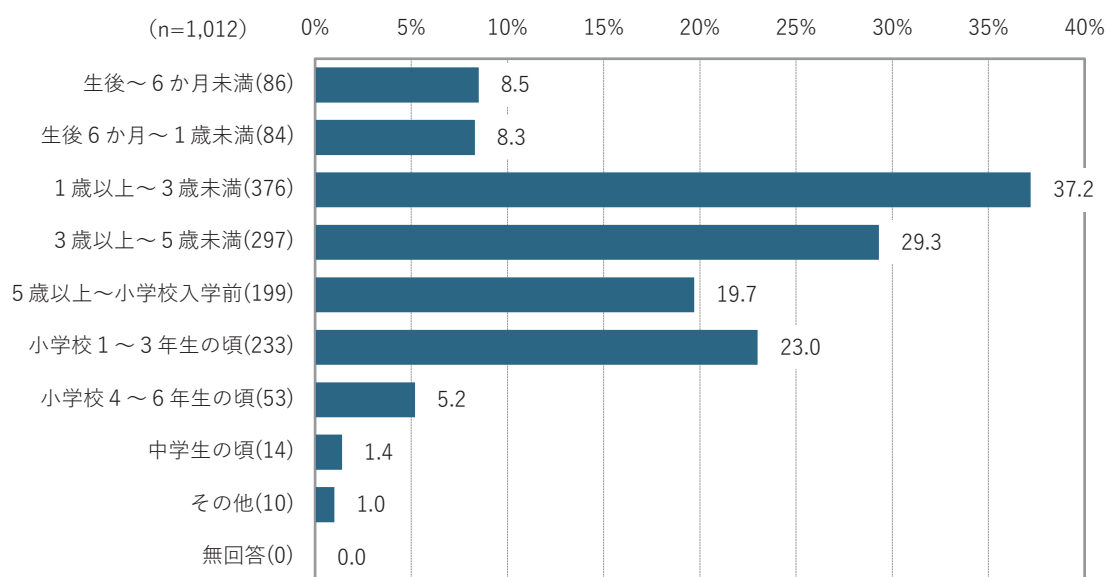
問2 現在、お子様が在籍している特別支援学級や支援教室についてお答えください。(一つに☑)



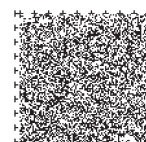
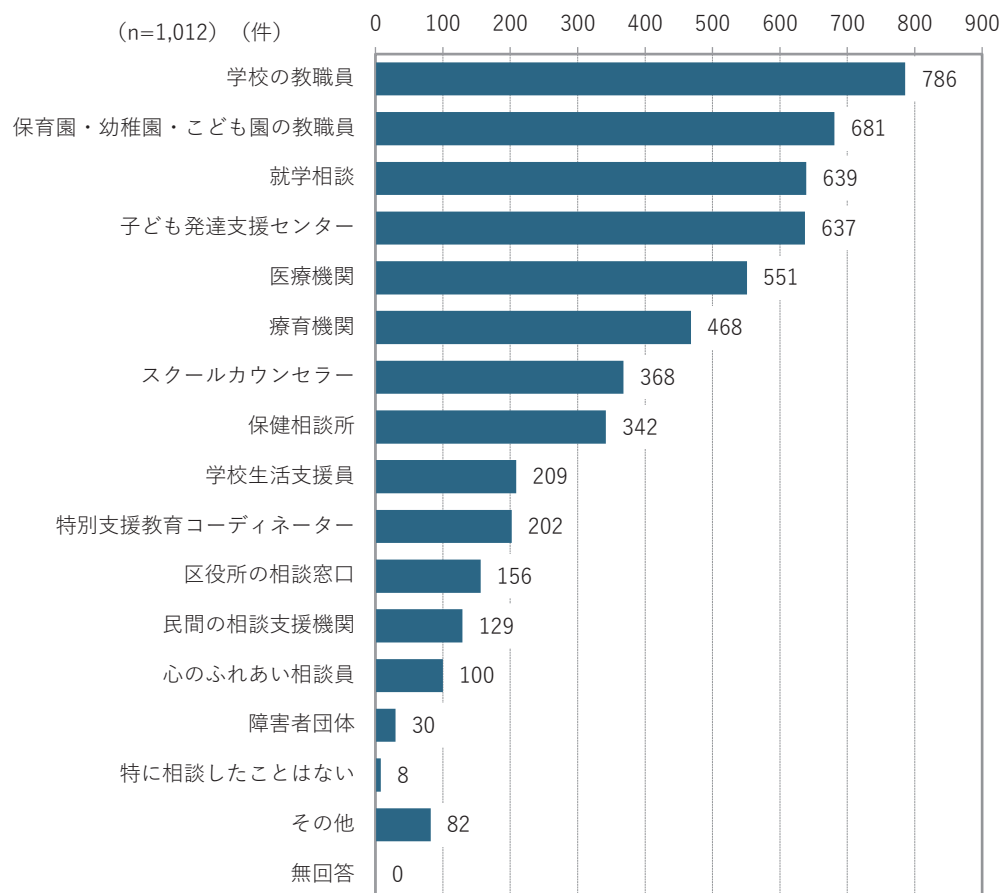
問3 現在、お子様が在籍している特別支援学級や支援教室の満足度についてお答えください。(一つに☑)



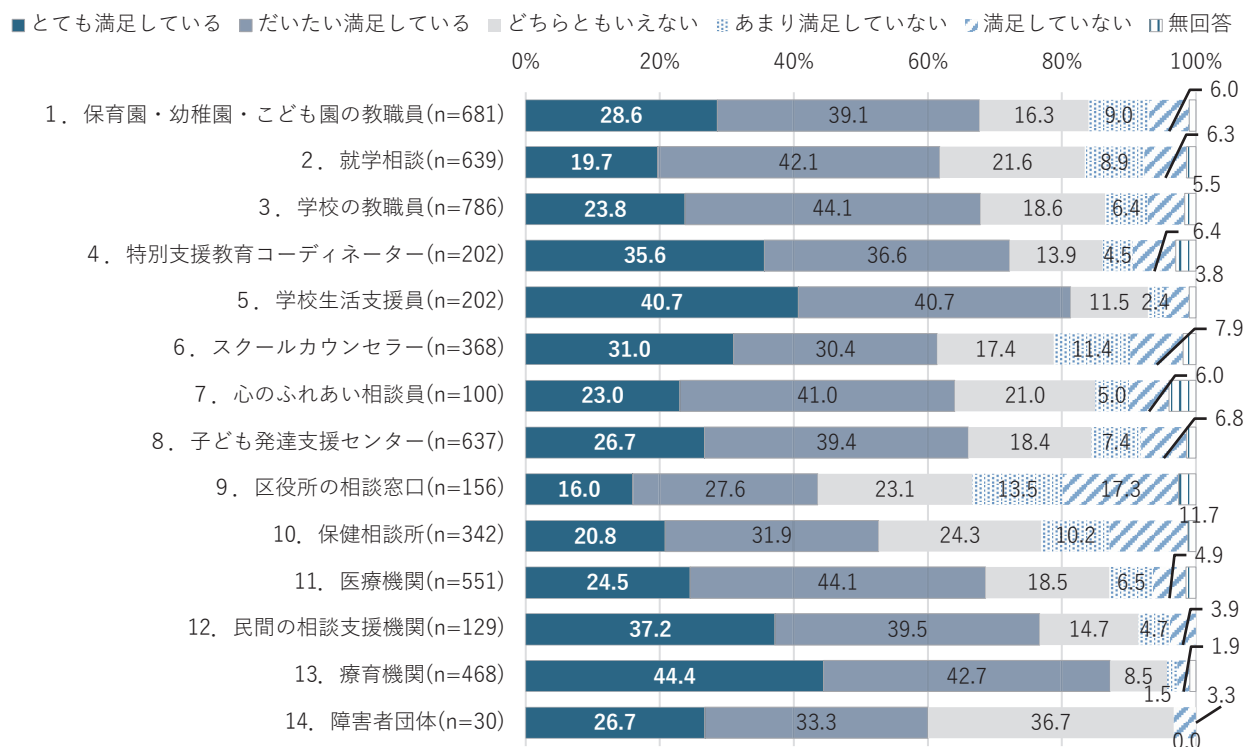
問4 お子様の発達や障害が気になったのはいつ頃ですか。(あてはまるものすべてに☑)



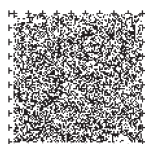
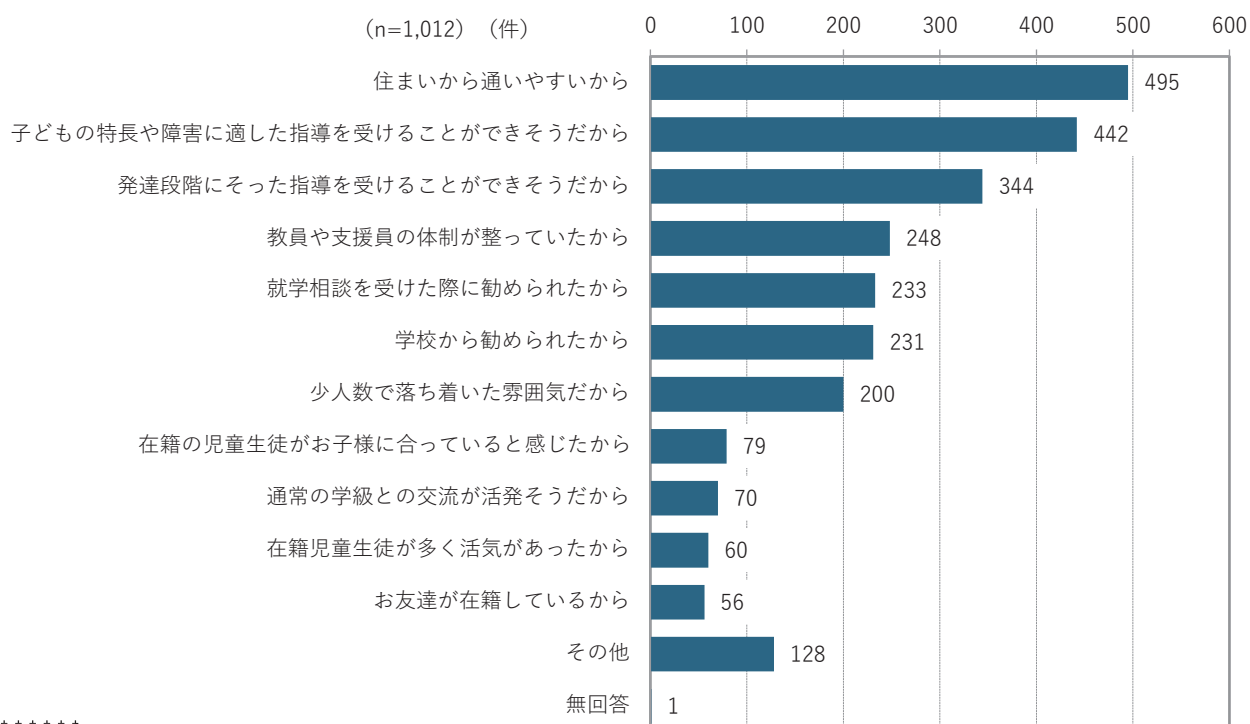
問5-1 お子様の発達や障害について、相談したことがある人や機関等はどこですか。(あてはまる番号すべてに☑)



問 5 - 2 また、相談の満足度について、それぞれ 1 ～ 5 の中から一つ選んで☑してください。



問 7 現在の学級・教室を選択した理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに☑)

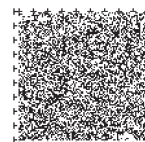
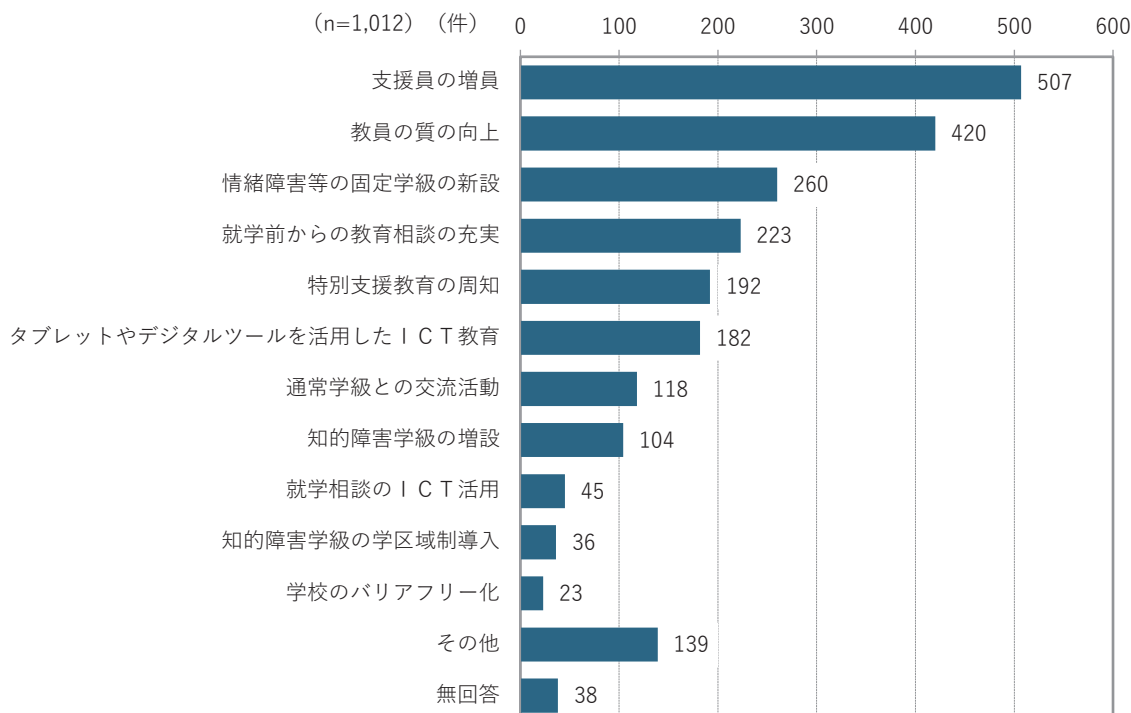


問 8 お子様が在籍している学級や教室において、特に学んでほしいこと、できるようになってほしいことは何ですか。(自由記入)

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数 (件)
社会や集団生活を送る上での対人・生活・コミュニケーションスキル、社会性など	351
癇癢等を起こした際の自己対応、アンガーマネジメント、感情コントロールなど	109
あきらめない気持ちやチャレンジ精神、自己肯定感を高めること	69
自分の特性を理解すること	42
発話・発音の訓練、語彙力を伸ばすこと	39
基本的な文字の読み書き	37
人の話や指示を聞いて、自分で物事を順序立てて考え、行動できるようになること	34
片付けや身の回りの整理整頓を一人で行うこと	33
ルールや決まりを守ること	26
自由な発想で個性や長所を伸ばすこと	13
自分の将来について考えたり決めたりすること	7
I T機器を用いた学習(タブレットやP Cなど)	4
その他	73

問 9 その他、練馬区の特別支援教育について、今後、特に期待することは何ですか。
(あてはまる番号 3 つまでに☑)



(3) 教員アンケート結果

■調査対象者と実施概要

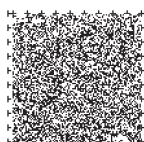
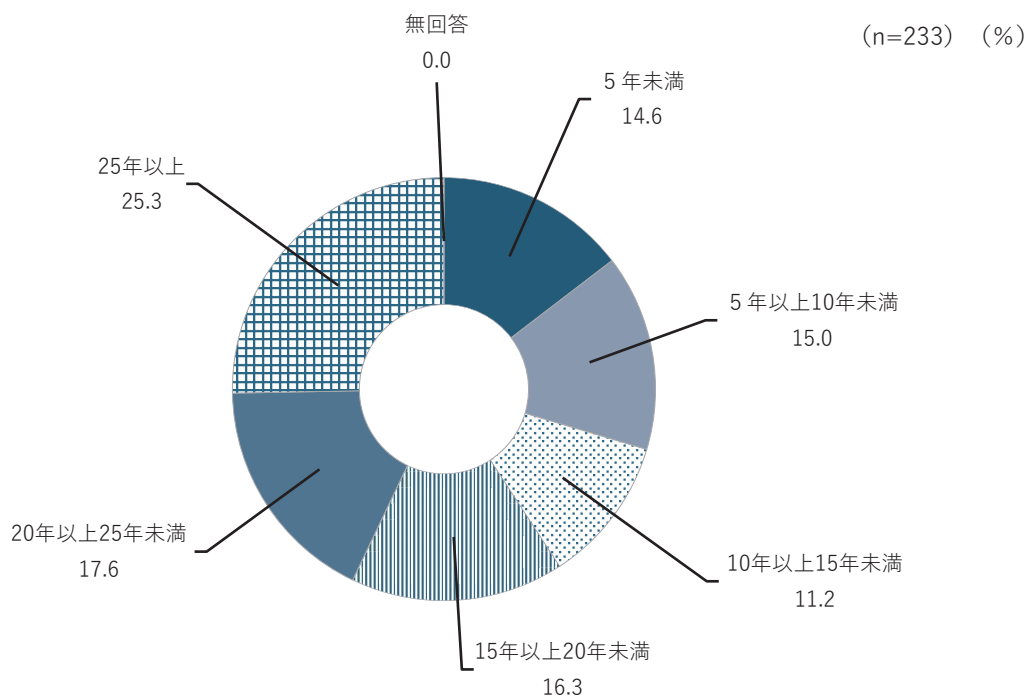
調査期間	令和 6 (2024)年 7 月 1 日(月)～令和 6 (2024)年 7 月 31 日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる学校教員 および全小中学校副校長 360 人
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校を通じ依頼文の送付、インターネットによる回収。

■回収結果

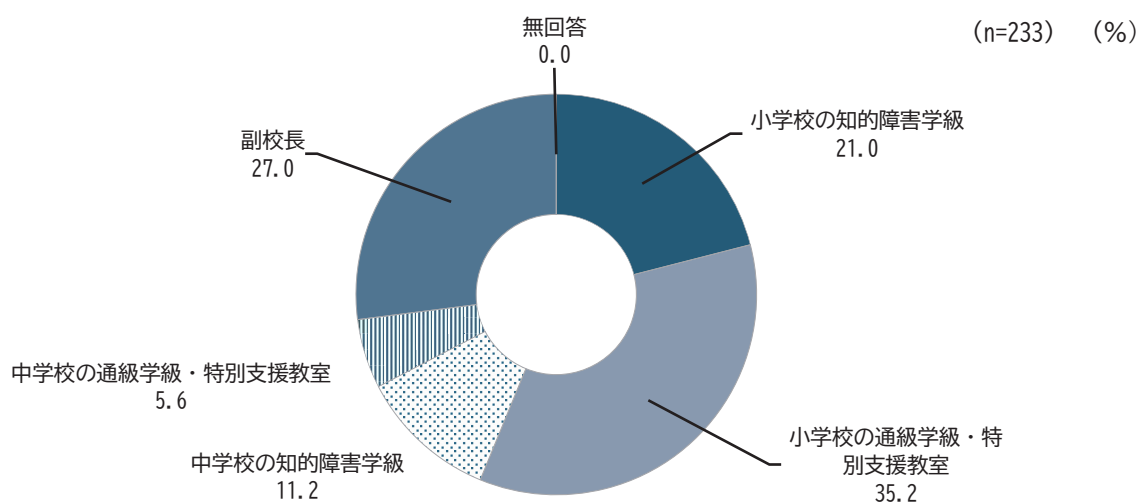
回収数	配布数	回収率
233 件	360 件	64.5%

■回答結果

問 1 教員としての経験年数をお答えください。(一つに☑)



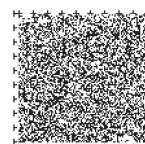
問2 現在担当している特別支援学級等の種別をお答えください。(一つに☑)



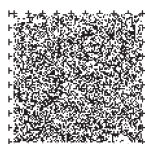
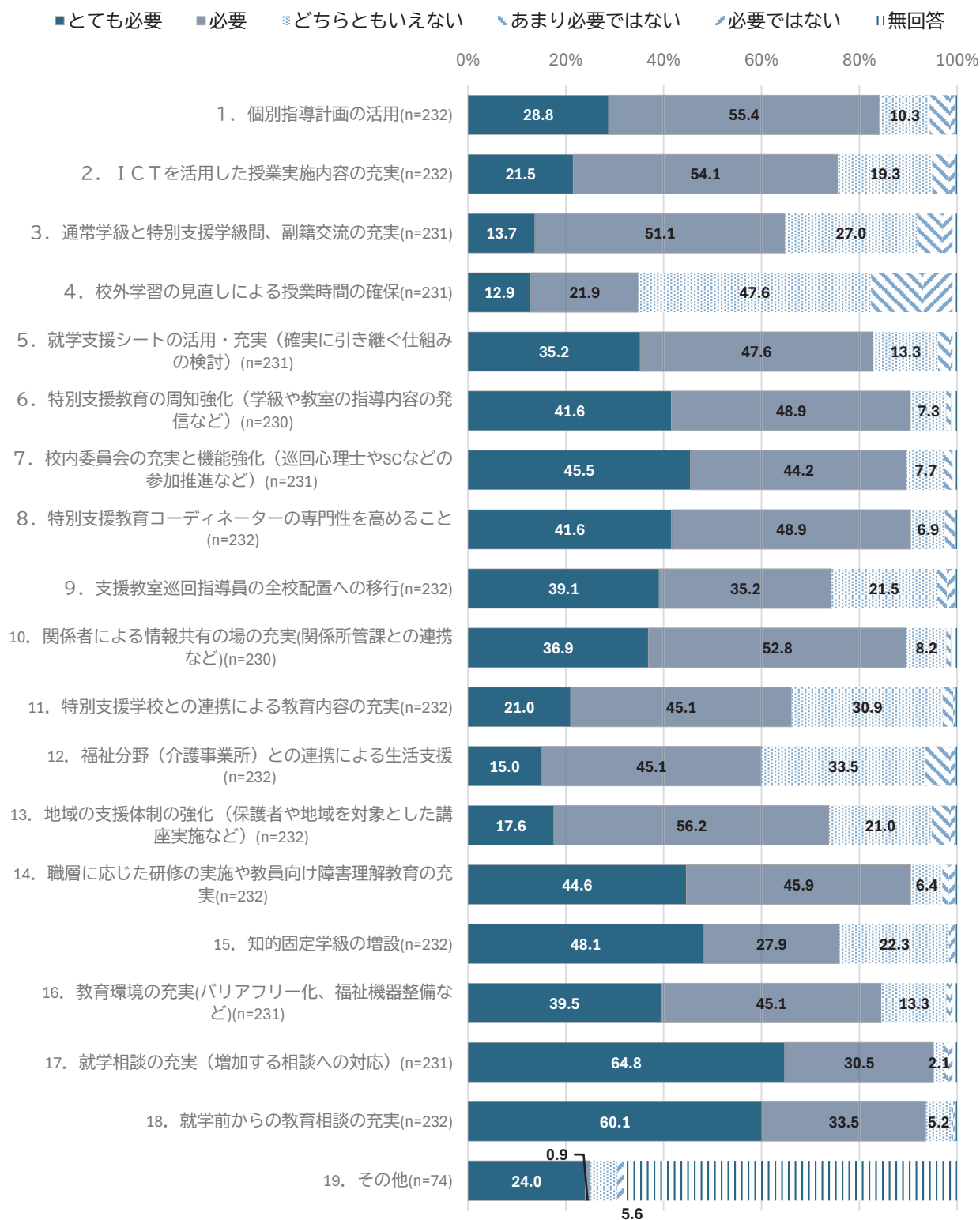
問3 各学級で指導の重点としている基本方針の中で、実現できていないと感じる部分は何ですか。

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数 (件)
全教員で計画的・組織的・協働的に学級運営・指導をすすめること	24
一人一人の個性や能力の伸長を図るとともに社会性を養うこと	18
通常の学級との交流および共同学習を重視し、一人一人の人権を尊重し、児童生徒の理解を深めること	13
若手教員の育成や少人数指導に適した教員等の確保	11
全教育活動を通じて、自ら考え判断する力や意欲的に学ぶ姿勢を育てること	10
一人一人に応じた学習内容や教材教具を工夫し、基礎学力の定着および向上を図ること	10
面談等を通して保護者と本人の変容に応じた見直しや修正をおこなうことにより、学校と家庭の一貫した教育を目指すこと	9
関係諸機関との連携を図り、「学校生活支援シート」を作成・活用すること	6
小学校、中学校の各段階で身に付けるべき基本的生活習慣を、全教育活動を通じて重点的に指導すること	5
知的障害や情緒に関する専門的支援・指導の充実	5
児童生徒の障害の状況や発達段階を把握し、その特性に応じた個別指導計画を作成すること	3
その他	11



問4 練馬区の特別支援教育の充実にあたり、今後特に必要な取組は何だと思いますか。
(各項目について、あてはまる番号、それぞれ一つだけ☑)



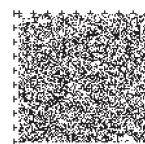
問5 特別支援学級や教室の指導において、苦慮していることや、実施したいができないこと等がありましたらご記入ください。

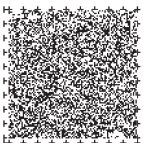
※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数（件）
指導する教室や場の不足(人数に対して場が狭いなどを含む)	32
知的障害学級における情緒障害や重度の知的障害の児童生徒の指導など	32
担当教員の数不足	30
P Cなどの設備不足	23
担当教員の指導力の不足	23
教職員間の情報共有	17
保護者の理解が進まないこと(障害について・特別支援教育の内容について)	17
個別支援の教材準備(時間)が充分ではないこと	17
児童生徒一人当たりの指導回数が少ない(不十分な)こと	16
情緒障害の児童生徒の増加	11
学校間の連絡(情報共有・申し送り)不足	9
教員の特別支援教育内容についての理解不足	7
コーディネーターの経験や専門性の不足	5
教員の準備室や職員室がない・環境が整っていないこと	4
申請手続きや転学・入室に時間がかかること	4
指導に必要な教材教具の不足	3
利用判定が保留中(グレーゾーン)の児童生徒の支援・指導	3
その他	25

問6 情緒固定学級についてのご意見がありましたらご記入ください。

項目	実数（人）
1. 必要だと思うなどの積極的な意見	94
2. 否定的な意見	35
3. 無回答	104
合計	233





練馬区特別支援教育実施方針

令和 7 年（2025 年）3 月発行

編集・発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部学務課

住 所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6 - 1 2 - 1

電 話 03-5984-1276

ファクス 03-3991-1147

メールアドレス GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp

